

アレルギー疾患 対応マニュアル

(改訂版)

令和6年4月
昭 島 市 教 育 委 員 会

はじめに

近年、児童・生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、児童・生徒におけるアレルギー疾患の増加が指摘されています。

アレルギー疾患には、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎、気管支ぜん息、食物アレルギー・アナフィラキシーなど多様な疾患が含まれており、これらの疾患には、長期にわたり管理を要する側面があるとともに、場合によっては生命にかかわるという側面もあります。

そこで、文部科学省では、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月）を全校に配付しました。このガイドラインでは、当該児童・生徒のアレルギー疾患の状態と管理における共通理解のため、「学校生活管理指導表」を示し、アレルギー疾患の児童・生徒に対する学校での取り組みを推進しています。

さらに、ガイドラインには、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員がエピペン®（アドレナリン自己注射薬）を自ら注射できない状況にある児童・生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられ、また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむを得ず行った行為と認められる場合には、関係法令の規定により、その責任が問われないものと考えられることが示されました。

昭島市においても、エピペン®を所持する児童・生徒数が増えており、アナフィラキシー等さまざまなアレルギー症状を発症する児童・生徒への対応の機会も増えています。学校においては、アレルギー疾患の児童・生徒に対し、細心の注意を払うことが求められています。

これらを踏まえ、学校における管理・指導を適切に行うためには、全教職員がこれらの疾患について正しい知識を持つとともに、学校における日常の取り組みおよび緊急時の対応について、管理職、担任を中心に関係者が、保護者とよく話し合うことが必要となります。さらに、その内容については全教職員で共有することが大切です。

昭島市教育委員会では、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を踏まえ、「アレルギー疾患対応マニュアル」を作成しました。

アレルギー疾患の児童・生徒が、学校生活を安心・安全に送るために、このマニュアルを活用していただきたいと思います。

目次

1 総論	P1
（１）アレルギー疾患とは	P1
（２）アレルギー疾患の特徴を踏まえた取り組み	P1
（３）主なアレルギー疾患の特徴等	P2
① 気管支喘息	
② アトピー性皮膚炎	
③ アレルギー性結膜炎	
④ アレルギー性鼻炎	
⑤ 食物アレルギー	
⑥ アナフィラキシー	
⑦ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	
（４）学校生活管理指導表等による児童生徒のアレルギー疾患の把握	P 7
① 学校生活管理指導表とは	
② 学校生活管理指導表の提出について	
2 アレルギー疾患（食物アレルギーを除く）への具体的な対応	P 9
（１）アレルギー疾患（食物アレルギーを除く）について保健調査票・健康の記録での把握	P9
（２）アレルギー疾患（食物アレルギーを除く）についての学校生活管理指導表が提出された場合の学校の対応	P9
① 保護者と学校との面談の実施	
② 保護者との最終確認について	
③ 教職員全員の共通理解	
④ 緊急時の対応	
⑤ アレルギー疾患の治療薬をもつ児童・生徒への対応	
3 食物アレルギーへの具体的な対応	P 11
（１）食物アレルギーに対する基本的な対応方針	P 11
（２）食物アレルギーに関する調査	P 11
（３）学校給食での食物アレルギーへの具体的な対応	P 13
① 食物アレルギー原因食品が対応５品目の場合	
② 食物アレルギー原因食品が対応５品目以外の場合	
③ アレルギー原因食品が複雑多数・極少量で重篤な症状が出現する場合	
（４）食物アレルギーについて学校生活管理指導表が提出された場合の対応	P 1 9
① 食物アレルギー対応給食の流れ	
② 食物アレルギー対応給食取組方法	
③ 教職員全員の共通理解	
④ 緊急時の対応	
⑤ アドレナリン自己注射（エピペン®）を持つ児童・生徒への対応	
⑥ 食物アレルギーに対する学校の役割	
（５）食物アレルギー対応給食の解除願が提出された場合の対応	P 22
① 保護者と学校との面談の実施	

4 資料P25

食物アレルギーを持つ児童・生徒への学校給食対応の流れ

食物アレルギー対応給食取組方法

食物アレルギーの解除に係る流れ

昭島市学校給食食物アレルギー対応給食実施要綱

○第1号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食に関する申請書

○第3号様式 食物アレルギー対応給食審査結果報告書

○第4号様式 食物アレルギー対応給食決定通知書

○第5号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食申請に係る決定通知書

○第6号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食給食の実施内容等に関する

○第7号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除願

○第8号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る報告書

○第9号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る承認通知書

○第10号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る承認通知書

アレルギー疾患対応マニュアル策定委員会設置要項

5 各種様式P49

様式1 学校生活管理指導表

様式2 食物アレルギー以外のアレルギー疾患に対する保護者面談記録表

様式3 詳細献立表依頼書

様式4 食物アレルギーについての面談調査票 ー食物アレルギー個別取組プランー

参考様式

①児童・生徒の食物アレルギーに関する調査関係（文例等）

②食物アレルギー緊急対応マニュアル（昭島市版）

③緊急時対応関係（対応チェックシート、記録用紙、ヒヤリハット検証様式）

1 総論

(1) アレルギー疾患とは

アレルギーとは、本来人間の体にとって有益な反応である免疫反応が、逆に体にとって好ましくない反応を引き起こすときに用いられる言葉です。

アレルギーによる児童・生徒の代表的な疾患としてはアトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎、気管支ぜん息などがあります。これらの疾患には共通して免疫反応が関与しており、反応の起きている場所の違いが疾患の違いとなっていると考えることもできます。

免疫反応には主にIgE と呼ばれる血液中の抗体(免疫グロブリン)が関与しています。それぞれのIgE は、何に対して免疫反応を起こすかが決まっていて、その対象がアレルゲン(抗原)と呼ばれます。

一般的には、気管支ぜん息の児童・生徒はチリ・ダニに対するIgE を、アトピー性皮膚炎やアレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎の児童・生徒は花粉や家のホコリの中のチリ・ダニ、動物の毛・フケに対するIgE を、乳幼児のアトピー性皮膚炎や食物アレルギーの児童・生徒は卵白、牛乳、小麦に対するIgE を多くもっていることが知られています。

アレルギー疾患になりやすいかどうかは、主にIgE をたくさん作りやすい体質であるかや、免疫反応がしばしば引き起こされるようなアレルゲンの曝露の多い生活環境や生活習慣があるかが関係しています。

(2) アレルギー疾患の特徴を踏まえた取り組み

アレルギー疾患への取り組みを行うにあたっては、個々の疾患の特徴を知り、それを踏まえたものであることが重要です。

また、同じアレルギー疾患の児童・生徒であっても個々の児童・生徒で症状が大きく異なることがあります。その違いは、疾患の病型や原因、重症度として表されます。

さらに、疾患によっては、その症状の変化がとても速いことも特徴です。

これらのことを理解し日頃からの緊急時の対応への準備をしておく必要があります。

ポイント

○各疾患の特徴をよく知ること

○個々の児童・生徒の症状等の特徴を把握すること

○症状が急速に変化しうることを理解し、日頃から緊急時の対応への準備を行っておくこと

(3) 主なアレルギー疾患の特徴等

① 気管支ぜん息

定 義

気管支ぜん息は、気道の慢性的な炎症により、発作性にせきやぜん鳴（ゼーゼー、ヒューヒュー）を伴う呼吸困難を繰り返す疾患です。

頻 度

平成16年の文部科学省調査では、気管支ぜん息の有病率は小学生6.8%、中学生5.1%、高校生3.6%でした。

原 因

ダニ、ホコリ、動物のフケや毛などのアレルゲンに対するアレルギー反応が気道で慢性的に起きることが原因です。慢性的な炎症により気道が過敏になっているため、さらなるアレルゲンへの曝露のほか、風邪やインフルエンザなどの呼吸器感染症や運動、受動喫煙、時に精神的な情動などでも発作が起きやすくなっています。

症 状

症状は軽いせきからぜん鳴（ゼーゼー、ヒューヒュー）そして、呼吸困難（陥没呼吸、肩呼吸など）と多彩で、重症な発作の場合は死に至ることもあります。

治 療

気管支ぜん息の治療は、「発作を起こさないようにする予防」と、「発作が起きてしまった時に重症にならないようにする対処や治療」に分けて理解することが重要です。適切な治療を行うことで、多くの児童・生徒は、他の児童・生徒と同じような学校生活を送ることができるようになります。

② アトピー性皮膚炎

定 義

アトピー性皮膚炎は、かゆみのある湿疹が顔や関節などに多く現れ、長く続く病気です。

頻 度

平成16年の文部科学省調査では、アトピー性皮膚炎の有病率は小学生6.3%、中学生4.9%、高校生4.0%でした。しかし、報告書には、この数字には軽症例が含まれず主に中等症～重症例の頻度を示すものとの見解が述べられています。

原 因

生まれながらの体質に、様々な環境条件が重なってアトピー性皮膚炎を発症します。アトピー性皮膚炎の人の皮膚は、刺激に対し過敏で、乾燥しやすいのが特徴です。ダニやカビ、動物の毛や食物だけでなく、汗、プールの塩素、シャンプーや洗剤、生活のリズムの乱れや心理的ストレスなども皮膚炎を悪くする原因になります。

症 状

皮膚炎は、顔、首、肘の内側、膝の裏側などによく現れますが、ひどくなると全身に広がります。軽症では、皮膚ががさがさ乾燥していることが多く、悪化するとジュクジュクしたり、硬く厚くなったりします。かゆみを生じるとともに、良くなったり悪くなったりすることを繰り返しますが、適切な治療によって症状のコントロールは可能で、他の児童・生徒と同じような学校生活を送ることができます。

治 療

アトピー性皮膚炎に対する治療には以下の3つの柱があります。

ア 原因・悪化因子を除くこと；室内の清掃・換気など

イ スキンケア；皮膚の清潔と保湿、運動後のシャワーなど

ウ 薬物療法患部への外用薬（軟膏）の塗布、かゆみに対する内服薬の服用など

③ アレルギー性結膜炎

定 義

アレルギー性結膜炎は、目に飛び込んだアレルゲンに対するアレルギー反応によって起きる、目のかゆみ、異物感、なみだ目、めやになどの症状を特徴とする疾患です。重症度や臨床所見が異なるいくつかのタイプがあり、医学的にはアレルギー性結膜疾患と総称されます。アレルギー性結膜炎は正確には、その一つの病型と位置づけられていますが、一般的にアレルギー性結膜疾患をアレルギー性結膜炎と呼称することが多いため、本マニュアルでもアレルギー性結膜炎という表現を用いています。

頻 度

平成16年の文部科学省調査では、アレルギー性結膜炎の有病率は小学生3.5%、中学生3.8%、高校生2.9%でした。しかしながら、これまで他の方法で実施された調査では、少なく見積もっても10%前後の有症率が示されており、児童・生徒のアレルギー性結膜炎の有病率もこの値に近いものと考えられています。

原 因

通年性アレルギー性結膜炎は、ハウスダスト、ダニのほか、動物（猫や犬など）のフケや毛なども原因となります。一方、季節性アレルギー性結膜炎の原因は主としてスギ、カモガヤ、ブタクサなどの花粉です。その他、春季カタルの主な原因はハウスダストですが、花粉などたくさんのアレルゲンが関与しています。アトピー性角結膜炎では、目の周囲をこすることや、たたくことが悪化につながります。

症 状

主な症状は、目のかゆみ、異物感、充血、なみだ目、眼脂（めやに）です。春季カタルなど重症例で角膜障害を伴うと、眼痛、視力低下を伴います。

予防・治療

スギやハウスダストなどアレルギー反応の原因となるアレルゲンの除去や回避が原則です。治療の中心は点眼薬による薬物療法ですが、春季カタルなどの重症例では、外科的治療が行われることもあります。

④ アレルギー性鼻炎

定 義

アレルギー性鼻炎は、鼻に入ってくるアレルゲンに対しアレルギー反応を起こし、発作性で反復性のくしゃみ、鼻水、鼻づまりなどの症状を引き起こす疾患です。

原 因

通年性アレルギー性鼻炎は主にハウスダストやダニが原因で生じますが、動物（猫や犬など）のフケや毛なども原因となります。季節性アレルギー性鼻炎の原因は主としてスギ、カモガヤ、ブタクサなどの花粉です。

症 状

発作性反復性のくしゃみ、鼻水、鼻づまりです。

治 療

原因となるアレルゲンの除去や回避が基本となります。薬物治療としては内服薬や点鼻薬があり、症状が強い場合には、これらいくつかの医薬品を組み合わせで使用することもあります。

⑤ 食物アレルギー

定 義

食物アレルギーは、一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

頻 度

平成16年の文部科学省調査では食物アレルギーの有病率は小学生2.8%、中学生2.6%、高校生1.9%でした。その他の調査結果を総合して、報告書では、児童・生徒の食物アレルギー有病率は1～3%の範囲内にあるとの見解が示されています。

原 因

原因食物は多岐にわたり、学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めますが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食物は甲殻類(エビ、カニ)や果物類(特にキウイフルーツ)が多くなっています。

症 状

症状は多岐にわたります。じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状までさまざまです。注意すべきは、食物アレルギーの約10%がアナフィラキシーショックにまで進んでいる点*です。

治 療

「原因となる食物を摂取しないこと」が唯一の治療(予防)法です。

そして、万一症状が出現した場合には、速やかに適切な対処を行うことが重要です。じんましんなどの軽い症状に対しては抗ヒスタミン薬の内服や経過観察により回復することもあります。ゼーゼー・呼吸困難・嘔吐・ショックなどの中等症から重症の症状には、アナフィラキシーに準じた対処が必要です(アナフィラキシーを参照)。

*平成13・14年度及び平成17年度の厚生労働科学研究の全国疫学調査による。

⑥ アナフィラキシー

定 義

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激などによって起こる場合があることも知られています。

頻 度

平成16年の文部科学省調査ではアナフィラキシーの既往を有する児童・生徒の割合は、小学生0.15%、中学生0.15%、高校生0.11%でした。

原 因

児童・生徒に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが問題となります。中にはまれに運動だけでも起きることがあります。

症 状

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激にみられますが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下がみられるなどのアナフィラキシーショックの状態です。迅速に対応しないと命にかかわることがあります。

治 療

具体的な治療は重症度によって異なりますが、意識の障害などがみられる重症の場合には、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにします。そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じ一次救命措置を行い、医療機関への搬送を急ぎます。

アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」（商品名）を携行している場合には、出来るだけ早期に注射することが効果的です。

アナフィラキシー症状は急激に進行することが多く、最低1時間、理想的には4時間は経過を追う必要があります。経過を追う時は片時も目を離さず、症状の進展がなく改善している状態を確認しましょう。

⑦ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

原因食物を食べて一定の運動をしたときだけに症状が誘発されるのが特徴

発症時期

運動量が増加する中学生に多い。

原 因

小麦、甲殻類が多い。

症 状

原因食物を食べて4時間以内に、ある程度以上の運動をしたときだけに発症します。

発症した場合はじんましんから始まり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあるので注意が必要である。

予 防

心配される児童・生徒には、原因物質の接種から2時間（可能なら4時間）は、運動を控えましょう。ただ、必ずしも全面的に運動禁止にする必要はなく、原因物質をとらなければ運動は可能です。

「エピペン®」について

① 開発の経緯

血圧が下がり、意識障害などがみられるいわゆる「ショック」の状態にある患者の救命率は、アドレナリンを30分以内に投与できるか否かで大きく異なります。アナフィラキシーショックは屋外などでの発症が多く、速やかに医療機関を受診することができないことが多いため、アドレナリン自己注射薬「エピペン®」が開発されました。

② アドレナリンの作用

アドレナリンはもともと人の副腎から分泌されるホルモンで、主に心臓の働きを強めたり、末梢の血管を収縮させたりして血圧を上げる作用があります。エピペン®はこのアドレナリンを注射の形で投与できるようにしたものです。

③ 副作用

副作用としては効果の裏返しとして血圧上昇や心拍数増加に伴う症状（動悸、頭痛、振せん、高血圧）が考えられます。動脈硬化や高血圧が進行している高齢者などでは脳血管障害や心筋梗塞などの副作用も起こりえますが、一般的な小児では副作用は軽微であると考えられます。

④ 「エピペン®」の使用について

「エピペン®」は本人もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは医師から処方される際に十分な指導を受けています。

投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされています。

アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によっては児童・生徒が自己注射できない場合も考えられます。「エピペン®」の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者（本人と家族以外の者である第3者）が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童・生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむをえず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられます。

（４）学校生活管理指導表等による児童・生徒のアレルギー疾患の把握

① 学校生活管理指導表とは

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式１）」（以下、「学校生活管理指導表」とする。）の活用については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に示されています。

次の５種類のアレルギー疾患について、学校生活管理指導表を活用して、その症状等の特徴を把握します。

- （ア）気管支ぜん息
- （イ）アトピー性皮膚炎
- （ウ）アレルギー性結膜炎
- （エ）アレルギー性鼻炎
- （オ）食物アレルギー（アナフィラキシーの有無）

学校生活管理指導表は、医師の診断に基づき、学校生活の中で特別な配慮が必要であると認められた児童・生徒が提出するものであり、学校が、アレルギー疾患の児童・生徒の症状等を正しく把握し、学校での取組を決定していく根拠となるものです。

② 学校生活管理指導表の提出について

学校におけるアレルギー疾患への取組は、個々の疾患の特徴を知り、それを踏まえたものであることが重要です。また、アレルギー疾患の特徴としては、同じ疾患の児童・生徒であっても個々の児童・生徒で症状が大きく異なるということ、また、疾患によっては、その症状の変化がとても速いことが挙げられます。

学校においては、児童・生徒のアレルギー疾患の症状等を正確に把握し、それぞれの児童・生徒にあった対応をする必要があります。

学校生活管理指導表については、医師の診断に基づき、「学校生活で特別な配慮が必要かどうか」が提出の必要・不必要の判断基準となります。

特に、重いアレルギー症状が発症する可能性のある児童・生徒については、万が一、学校で症状が発症した場合に適切に対応する必要がありますので、保護者へ学校生活管理指導表の趣旨と目的を説明し、必ず提出していただくよう対応をお願いします。以下の学校活動で、特別な配慮が必要な場合は、「学校生活管理指導表」の提出が必要です。

アレルギー疾患と関連の深い学校での活動は、次の表のとおりですので、学校生活管理指導表提出の参考にして下さい。

アレルギー疾患と関連の深い学校での活動

学校活動		食物アレルギー・アナフィラキシー	気管支ぜん息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性結膜炎	アレルギー性鼻炎
1	動物との接触を伴う活動		○	○	○	○
2	ダニ・ホコリの舞う環境での活動		○	○	○	○
3	花粉の舞う環境での活動		○	○	○	○
4	長時間の屋外運動		○	○	○	○
5	運動（体育・クラブ活動等）	△	○	○	△	△
6	プール	△	△	○	○	△
7	給食	○		△		
8	食物・食材を扱う授業・活動	○		△		
9	宿泊を伴う校外活動	○	○	○	○	○

○：症状によって注意を要する活動 △：症状によっては時に注意を要する活動

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」では、学校生活管理指導表について、症状等に変化がない場合であっても、学校生活での配慮や管理が必要な間は、毎年提出を求めることとされています。毎年提出を求めるのは、幼少期のアレルギー症状は、成長とともに変化する可能性があるため、児童・生徒のアレルギー症状を正確に把握する必要があるからです。

このことから、本市では、平成26年度から、学校生活で特別な配慮が必要な場合には、症状等の変化のあるなしに関わらず、学校生活管理指導表を、毎年1回、保護者に提出してもらうようにします。

なお、学校生活管理指導表の作成には、医師の証明が必要であるため文書料が発生します。（★）この文書料につきましては、保護者の負担となることから、学校では、保護者への丁寧な説明に努めてください。

★アレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について

令和4年度の診療報酬改訂により、以下の要件に該当する場合は、学校生活管理指導表の作成に保険が適用されることになりました。

ただし、学校医が主治医として作成する場合は、適用されません。

<保険適用の要件>

- 1 学校生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者
- 2 学校生活管理指導表の食物アレルギーがあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びIgE抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。）に該当する患者

2 アレルギー疾患（食物アレルギーを除く）への具体的な対応

（１）アレルギー疾患（食物アレルギーを除く）について保健調査票・健康の記録での把握

学校生活管理指導表を提出するための判断基準には当てはまらないが、個別の配慮を必要とする児童・生徒が在籍する場合があります。

学校では、毎年、年度当初に保健調査票を各家庭に再配付して確認しています。

児童・生徒の体質は常に変化するものです。保護者や本人がアレルギー疾患に気がついていない場合があります。

保健調査票や健康の記録、日常の行動観察を通して、その変化に気づけるよう、あらゆる場面での健康観察を十分に行う必要があります。

（２）アレルギー疾患（食物アレルギーを除く）についての学校生活管理指導表が提出された場合の学校の対応

学校生活管理指導表（様式１）により食物アレルギー以外の気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎があるとされた児童・生徒に対しては、保護者と管理職及び担当教員とで面談を行い、児童・生徒のアレルギー疾患の症状について十分理解をし、学校内で情報共有をして適切な対応をしてください。

① 保護者と学校との面談の実施

学校生活管理指導表（様式１）が提出された場合には、保護者と十分な話し合いを行ってください。

児童・生徒のアレルギー症状や、学校生活での配慮の内容等については、学校生活管理指導表にも記載されていますが、それだけでは、情報が不十分であるため、必ず保護者と面談し、保護者の希望と配慮できることについて、相互理解を図ることが大切です。

実施時期、確認内容は、以下を参考としてください。

ア 実施時期

小中学校ともに新１年生の面談は、新年度４月から学校において適切な対応ができるようにするため、学校生活管理指導表の写しが提出された後から入学するまでに行います。

転入した児童・生徒、在校生が新規にアレルギーを発症した場合や、症状に変化が生じたため面談の実施を必要とする場合は、学校生活管理指導表が提出された後、速やかに面談を実施します。

イ 面談参加者

保護者、校長又は副校長、養護教諭、学級担任

ウ 面談時の確認事項

（ア）学校生活管理指導表の内容の確認（該当項目の確認、医師の証明、学校側への情報共有同意の確認など）

（イ）学校生活管理指導表の補足確認（食物アレルギー以外のアレルギー疾患に対する保護者面談記録表（様式２）（以下、「様式２ 保護者面談記録表」という。）の作成）

（ウ）緊急時の対応の確認

（エ）内服薬等の管理及び使用の方法並びに教職員の対応方法の確認

(オ) 学校生活における特別な配慮

② 保護者との最終確認について

学校内で検討した対応等について、保護者と最終確認してください。学校で作成した「様式3 保護者面談記録表」を保護者に示し、署名を受け、保管してください。

なお、アレルギー疾患について児童・生徒の症状が変化した場合には、保護者から直ちに連絡をもらうとともに、改めて、面談を実施するようにしてください。

③ 教職員全員の共通理解

アレルギー疾患のある児童・生徒への学校生活での配慮については、保護者面談の内容を踏まえ、校内会議の場などで、情報共有を図ってください。

アレルギー症状が予期せぬ場面で起きた場合は、近くにいる教職員が適切な対応をとることが重要です。このため、アレルギー疾患に関する一般的知識や、学校生活管理指導表が提出されている児童・生徒についての情報について、教職員全員が共有してください。

④ 緊急時の対応

気管支ぜん息の急性発作時などでは、保護者面談で確認した緊急時の対応に基づき、症状に沿った対応を実施してください。(P. 68) 参考様式「緊急時対応カード」
また、緊急時の対応経過については、時間と症状を必ず記録してください。

⑤ アレルギー疾患の治療薬をもつ児童・生徒への対応

気管支ぜん息の急性発作治療薬などのアレルギー疾患の治療薬を学校で使用するかどうかは、児童・生徒本人が判断をすることになります。

しかし、学校としても、事前に、保護者及び児童・生徒本人とどのような状態で使用するか、その際の学校の対応、日頃の治療薬の管理方法など把握しておくことが大切です。対応方法について確認しましょう。

3 食物アレルギーへの具体的な対応

(1) 食物アレルギーに対する基本的な対応方針

昭島市における食物アレルギーへの対応は、文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」にある、学校給食における食物アレルギー対応の大原則に基づいた以下の対応を行います。

- ・食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ・食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ・学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ・教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

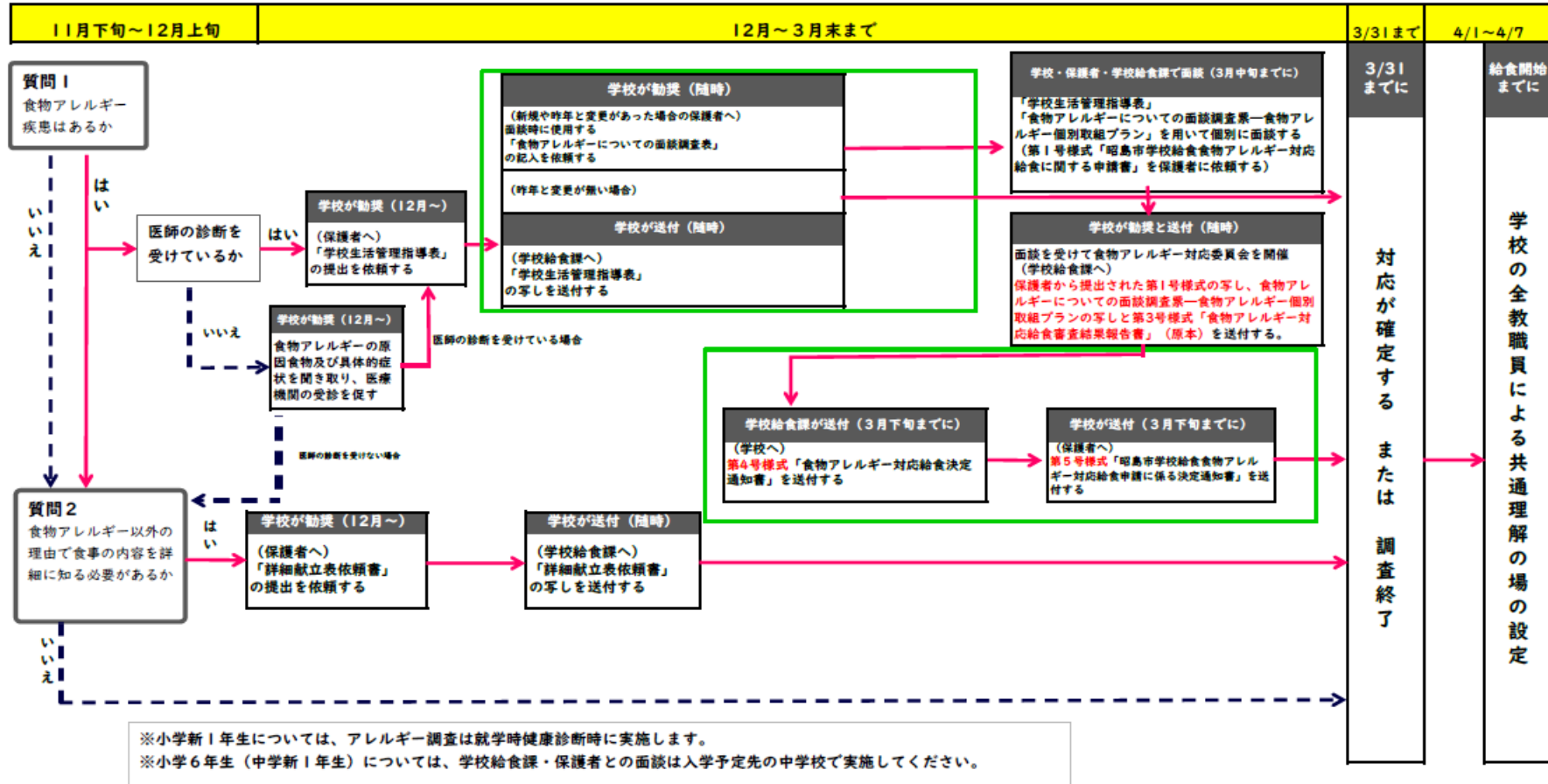
現状の対応では、「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食実施要綱」（平成 17 年 6 月 1 日施行・一部改正平成 26 年・一部改正平成 29 年・一部改正令和 5 年・一部改正令和 6 年）に基づき、食物アレルギー原因食品を除去した食物アレルギー対応給食の提供をおこなっています。除去できる食物アレルギー原因食品を限定していますが、これは、前述したように施設設備、人員の状況を踏まえ、総合的に判断したもので、保護者の求めるままに実情に合わない無理な対応を行うことが、かえって重大な事故を招く危険性が高いためです。

昭島市における学校給食での食物アレルギーへの具体的な対応は次のとおりです。これらの対応は、いずれも学校生活管理指導表の提出を受けたのち、保護者との面談を経て決定します。

(2) 食物アレルギーに関する調査

次ページのフローチャートに沿って調査します。

児童生徒の食物アレルギーに関する調査フローチャート



(3) 学校給食での食物アレルギーへの具体的な対応

「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食実施要綱」に定めるアレルギー原因食品は以下の5品目です（以下「対応5品目」とする）。

卵、魚卵、牛乳・乳製品、えび、小麦

① 食物アレルギー原因食品が対応5品目の場合

共同調理場の食物アレルギー対応調理室で調理した対応5品目を使用しない献立1食分の給食を提供します。

通常給食の献立にアレルゲンを使用した料理がある日において、食物アレルギー対応給食を食べます。その日は、通常給食の献立を選択することはできず、原因食品使用の有無に関わらず、どの料理も食べられません。

＜毎月の食物アレルギー対応給食確認の流れ＞

手順1 栄養士は、以下の書類を家庭へ配付します。

- ・「6号様式昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の実施内容等に関する確認書」（以下「6号様式確認書」という。）1部
- ・「通常給食の詳細献立表」1部
- ・「食物アレルギー対応給食の詳細献立表」1部

手順2 保護者は、「6号様式確認書」に必要事項を記入し、署名をして学級担任へ提出します。

手順3 学級担任は、「6号様式確認書」の内容を確認後、署名をして栄養士へ渡します。

手順4 栄養士は、「6号様式確認書」の内容に記入漏れがないかを確認後、署名をします。

手順5 「6号様式確認書」の原本は栄養士が保管し、写し1部は学校で保管し、もう1部は保護者に返却します。

② 食物アレルギー原因食品が対応5品目以外の場合

給食の献立にアレルギー原因食品を使用している料理がある時は、その料理を取り除いて食べます。その際、家庭の判断で、その分の代替えとして家庭から一部弁当を持参することは可能です。保護者は、給食の詳細を確認したい場合、学校へ「様式3 詳細献立表依頼書」を提出します。栄養士は毎月詳細献立表を保護者に送付し、保護者が献立表を確認し除去印をつけ学校へ提出します。学校は毎朝、詳細献立表を確認し、該当の児童・生徒に声掛けをすることを徹底し、誤食等の事故を防ぎます。

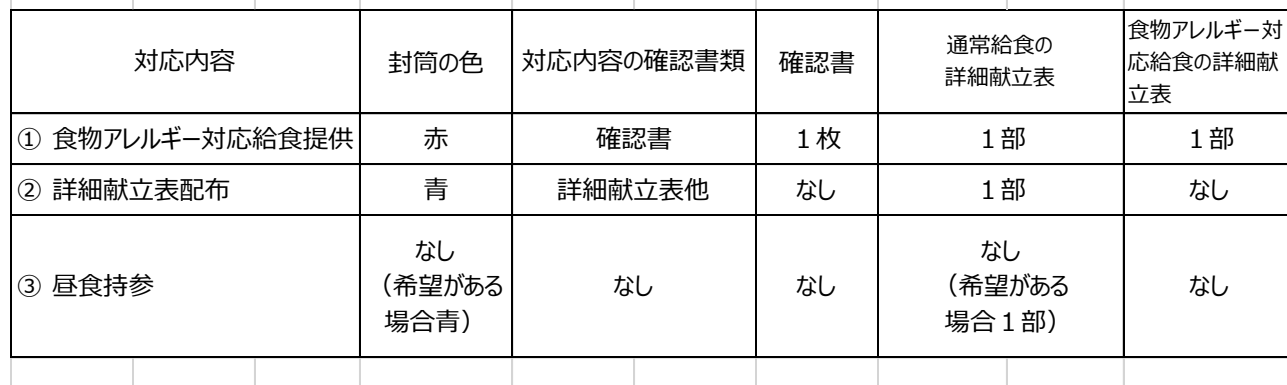
＜食物アレルギー内容確認の流れ＞

手順1 栄養士は、給食の詳細献立表を家庭へ配付します。

手順2 児童・生徒本人は学校において、保護者や担任等の指示により、児童・生徒本人がアレルギー原因食品を使用している料理を取り除きます。

③ アレルギー原因食品が複雑多数・極少量で重篤な症状が出現する場合

学校の通常給食の提供を受けずに、家庭からすべての学校給食の代替えとして1食分の弁当を持参してもらいます。必要があれば、毎月の通常給食の詳細献立表を配付します。



(4) 食物アレルギーについて学校生活管理指導表が提出された際の対応

食物アレルギーについて学校生活管理指導表が提出された際は、児童・生徒の食物アレルギーについて十分理解し、学校内で情報共有をして適切に対応してください。また、校長は速やかに学校生活管理指導表の写しを学校給食課に送付してください。

① 食物アレルギー対応給食の流れ（P.12フローチャート参照）

ア 食物アレルギーの児童・生徒の把握

食物アレルギーがある児童・生徒においては、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を必ず提出してもらい、それに基づき対応します。学校生活管理指導表は、症状等の変化の有無を確認するため、毎年1回提出してもらいます。

なお、医師から食物アレルギーの診断がなく、学校における特別な配慮は必要としないが、通常給食の詳細献立表を必要とする場合は、学校生活管理指導表の提出及び面談の必要はありませんが、様式3詳細献立表依頼書の提出が必要です。詳細献立表依頼書が提出された場合は、校長は速やかに詳細献立表依頼書の写しを学校給食課に送付してください。（P.13②に関連事項があります。）

イ 学校生活管理指導表が提出された場合

(ア) 新規に提出があった場合

小中学校の新1年生及び在校生で、初めて学校生活管理指導表を提出することとなる児童・生徒から学校生活管理指導表が提出された場合は、校長は速やかに写しを学校給食課に送付するとともに、保護者と面談の日時を調整してください。

(イ) 2回目以後の提出があった場合

前年度に引き続き、学校生活管理指導表が提出された場合は、校長は速やかに写しを学校給食課に送付するとともに、症状等の変化の有無を確認します。症状等に変化があった場合など、面談の実施が必要な場合は、保護者と面談の日時を調整してください。

ウ 食物アレルギーに対する保護者との面談

学校給食課は、学校生活管理指導表の写しを受理した場合は、内容を十分に把握し、保護者との面談が必要な場合にあっては、確実に面談が実施されるよう確認するとともに、面談の実施に必要な職員を派遣します。

児童・生徒のアレルギー症状や、学校生活での配慮の内容等については、学校生活管理指導表にも記載されていますが、それだけでは不十分のため、面談を通し、保護者の希望と学校でできることについて、相互理解を図ることが大切です。

(ア) 実施時期

小中学校ともに新1年生の面談は、新年度4月から学校において適切な対応ができるようにするため、学校生活管理指導表の写しが提出された後から3月中旬までの間に行います。

転入した児童・生徒、在校生が新規に食物アレルギーを発症した場合や症状に変化が生じたため面談の実施を必要とする場合は、学校生活管理指導表が提出された後、速やかに面談を実施します。

(イ) 面談参加者は、保護者、校長、副校長、養護教諭、給食主任、学級担任、栄養士、学校給食課担当職員等とします。

(ウ) 面談時の確認事項

a 食物アレルギー症状等の把握

- ・学校生活管理指導表の内容の確認（該当項目の確認、医師の証明、学校側への情報共有同意の確認など）
- ・学校生活管理指導表の補足確認など
- ・学校生活における特別な配慮

b 緊急時の対応

- ・緊急時の対応の確認
- ・エピペン®や内服薬等の管理及び仕様の方法並びに教職員の対応方法の確認

c 学校生活における特別な配慮

- ・給食時間(担任の役割、補教者の役割、児童・生徒の理解、弁当持参の有無、盛り付けの可否など)
- ・食物・食材を扱う授業・活動
- ・校外学習、移動教室及び修学旅行

エ 食物アレルギーについての面談調査票—食物アレルギー個別取組プランの作成

校長は面談の結果を受けて様式4 食物アレルギーについての面談調査票—食物アレルギー個別取組プラン（以下「様式4 個別取組プラン」という。）その他の資料を作成します。

オ 食物アレルギー対応委員会の設置と開催

校長は「食物アレルギー対応委員会」を開催し、学校生活における具体的な配慮の内容や緊急時の対応について検討し、「様式4 個別取組プラン」に対応内容・経過・特記事項などを記載するとともに、学校給食課に写しを送付します。

委員会の構成者は校長、副校長、養護教諭、学級担任、学年主任、給食主任、栄養士、調理員、学校給食課担当職員(可能ならば主治医・学校医)とします。

カ 対応実施の決定

校長は、食物アレルギーの有る児童・生徒に対する学校での対応実施を決定します。

ただし、食物アレルギー対応給食を実施する場合は審査結果報告書(第3号様式)に保護者からの申請書類を添え教育長(学校給食課)に報告します。教育長は報告を受けた時は、速やかに対応給食実施の可否について決定し、対応給食決定

通知書(第4号様式)により校長に通知します。校長は通知を受けた時は、その旨を保護者に対応給食申請に係る決定通知書(第5号様式)で通知します。

キ 食物アレルギー対応内容の把握

学校給食課は「様式4 個別取組プラン」による食物アレルギーの対応内容を確認するとともに、必要に応じ関係各課と連携して環境の整備や指導を行います。

ク 最終調整と情報の共有

保護者へ対応内容を通知して最終的な調整、確認を行うとともに、校長は「様式4 個別取組プラン」の内容を全教職員へ周知徹底し、共通理解を図ります。

ケ 学校給食における食物アレルギー対応の開始

「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食実施要綱」に基づく食物アレルギー対応給食の実施にあたっては、当該児童・生徒、保護者、学校及び学校給食課において緊密な連携を図り、情報を共有し、安全の確保に万全を期します。

食物アレルギー対応給食の誤配や誤食の防止については、資料 食物アレルギー対応給食の取組方法(P. 28)を参照してください。

コ 食物アレルギー対応への評価と見直し

学級担任は食物アレルギーの児童・生徒が対応給食を確実に食べたかを確認する。また給食時には、担当栄養士は可能な限り対象の児童・生徒の学級を訪問し、実態把握や確認に努めます。学校給食の対応に関しては、毎年、学校生活管理指導表の提出を依頼し、症状の変化によって、保護者や医師と相談しながら対応の見直しを検討することもあります。

② 食物アレルギー対応給食取組方法

「食物アレルギー対応給食取組方法」(P. 28) 参照

③ 教職員全員の共通理解

食物アレルギーのある児童・生徒への学校生活での配慮については、児童・生徒ごとの「様式4 個別取組プラン」を踏まえ、校内会議の場などで、情報共有を図ってください。

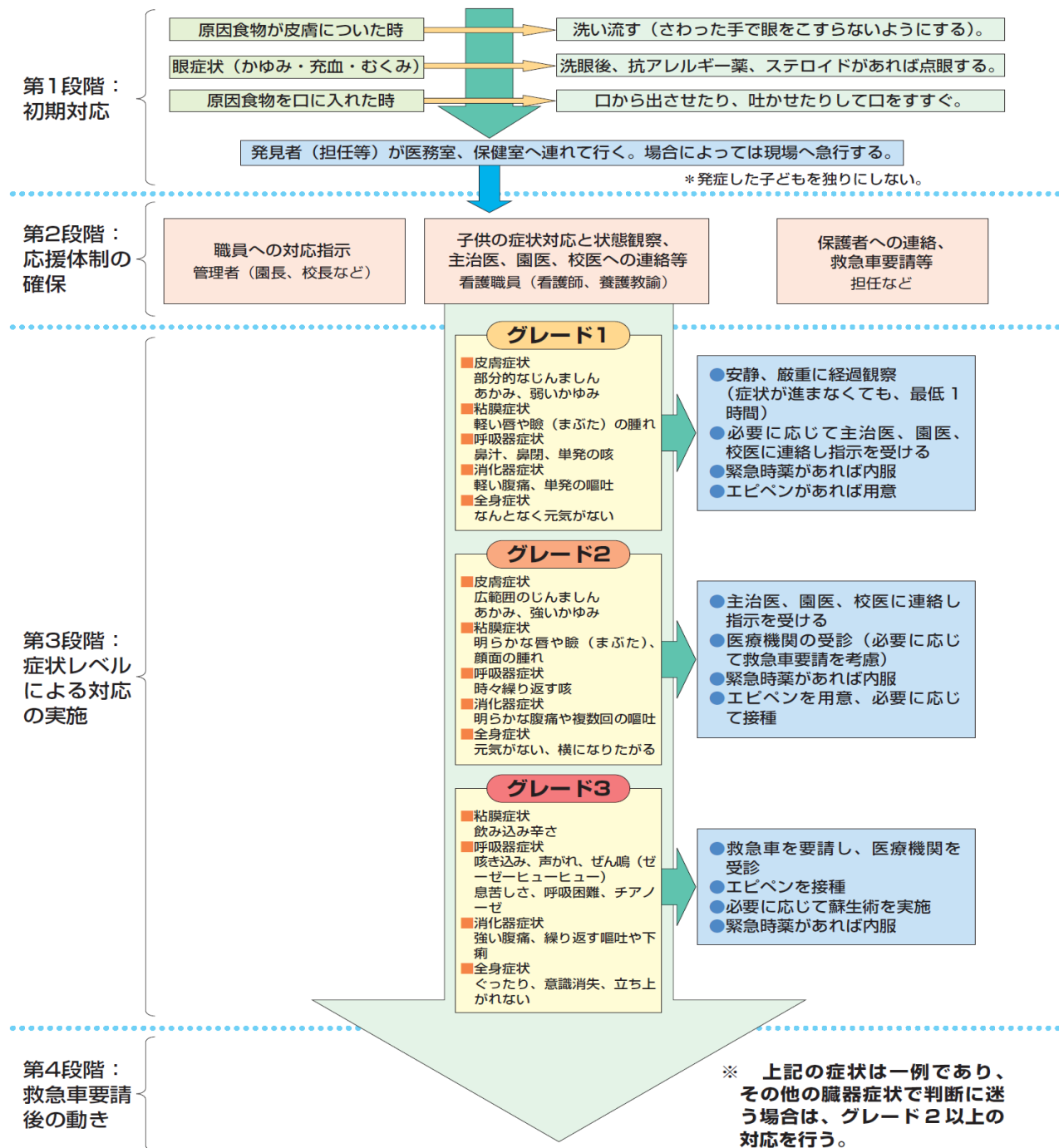
アレルギー症状が予期せぬ場面で起きた場合は、近くにいる教職員が適切な対応をとることが重要です。このため、アレルギー疾患に関する一般的知識や、学校生活管理指導表が提出されている児童・生徒についての情報については「様式4 個別取組プラン」に基づき、教職員全員が共有してください。

また、エピペン®の保管場所、AEDの設置場所等を理解し、緊急時に慌てず対応できるようにしておいてください。

④ 緊急時の対応

次ページの緊急時対応のフローチャートや資料「緊急時対応カード」(P. 68)を参考に対応をしてください。(「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー対応ガイドブックP. 14～15」 参考)

緊急時対応のフローチャート



ア 第1段階：初期対応

誤食を発見したり、アナフィラキシー症状があらわれ始めたりした児童・生徒を発見した者は、誤食してから間もない場合には、口に入れたものを吐き出させる初期対応をすぐに実施します。また、原因食物に触れて皮膚や粘膜症状があらわれている時は、速やかに大量の流水で原因食物を洗い流します。

イ 第2段階：応援体制の確保

誤食したり、アレルギー症状を発症した児童・生徒を速やかに安静な場所へ連れて行き、ほかの職員に応援を求めます。

ウ 第3段階：症状レベルによる対応の実施

緊急時対応のフローチャートのグレード1からグレード3までの症状に沿った対応を実施し、経過を記録します。

児童・生徒が食べたものや時間、どのようなアレルギー症状が出ているか等を主治医や救急隊員等により早く正確に伝達するため、対応経過は、必ず記録しておくようにしてください。

エ 報告：Logoフォームによる学務係への報告

当日中に、学務係と学校給食課へ、電話による報告（第一報）をお願いします。電話連絡後、速やかにLogoフォームにて報告を送信してください。（第二報）

⑤ アドレナリン自己注射（エピペン®）を持つ児童・生徒への対応

ア エピペン®について

（ア）エピペン®とは

エピペン®はアナフィラキシー症状の補助治療薬として自己注射し、使用するものです。症状が発現した際に、迅速に注射するために、児童・生徒本人が携帯・管理することが原則です。

（イ）エピペン®注射について

アナフィラキシー症状が現れたら、30分以内にアドレナリンを投与することが患者の生死を分けると言われており、救急搬送時間を考慮すると、学校で投与が必要となります。

エピペン®は本人もしくは保護者が注射をすることが原則ですが、アナフィラキシー症状の進行は一般的に急速であり、エピペン®が手元にありながら症状によっては児童・生徒が自己注射できない場合も考えられます。

その場合には、近くにいる教職員が注射をする必要があります。

（ウ）効果と事後措置について

アドレナリンは、人の副腎から分泌されるホルモンで、主に心臓の働きを強めたり、末梢の血管を収縮させたりして血圧を上げる作用があります。エピペン®注射後は、様々なアナフィラキシー症状が急速に改善します。ただし、効果の持続時間は10分程度であり、また、エピペン®はアナフィラキシー症状に対する補助治療薬なので、エピペン®注射により症状の改善が図られても、必ず医療機関を受診する必要があります。

イ エピペン®の管理と運用について

エピペン®は子ども自身が管理し、接種することが原則です。

(ア) エピペン®を学校で管理する場合の注意点

子どもが低年齢で、管理上の問題などの理由により、保護者からエピペン®の保管を求められた場合は、保護者、本人、学校医、学校薬剤師等の指導のもと、以下の事柄についても確認しておくことが重要です。

- ・ 学校が対応可能な事柄
- ・ 学校における管理体制
- ・ 保護者が行うべき事柄（エピペン®の有効期限、破損の有無等の確認）など

また、学校は破損等が生じないように十分に注意をする必要がありますが、破損等が生じた場合の責任は負いかねることなどについて保護者の理解を求めることも重要です。

(イ) エピペン®の保管場所に関する注意点

エピペン®を学校で保管するときは、利便性と安全性を考慮し、すぐに取り出せるところであり、かつ、ほかの子どもたちが容易に手の届かないところで保管する必要があります。また、保管場所については、全教職員が把握しておく必要があります。

ウ エピペン®の使い方等について

具体的なエピペン®の使い方等につきましては、各校に配付しております資料「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー対応ガイドブック」及び付録のDVD「アナフィラキシー！その時どうする！？～保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー緊急時対応～」において、準備から片付けまでの手順がわかりやすく解説されています。

⑥ 食物アレルギーに対する学校の役割

ア 校長及び副校長の役割

- (ア) 食物アレルギーについて学校生活管理指導表が提出された児童・生徒の保護者と面談した場合には、保護者面談の内容を踏まえ、児童・生徒ごとの「様式4 個別取組プラン」を作成し、年度当初に教職員全員と情報共有をしてください。特に、エピペン®を処方されている場合には、保管場所などの情報共有を必ず行い、使用方法についても校内で実技研修を行ってください。
- (イ) アナフィラキシー症状が起こった場合などの緊急時の対応について、それぞれの教職員の役割分担を明確にしておいてください。
- (ウ) 学校におけるアレルギー疾患対応に対して、研修等への積極的な参加を促し、教職員の理解啓発を図ってください。
- (エ) 緊急時の連絡先（主治医及び関係病院、保護者の勤務先及び携帯番号等）を各学期の始めに再度確認しファイルにまとめ、職員室、保健室など複数の場所において保管してください。また、保管場所を教職員全員で共通理解してください。

- (オ) 転入者があり情報共有が必要となった場合は、職員朝会等の場を活用し、迅速に情報共有をしてください。

イ 学級担任の役割

- (ア) 当該児童・生徒のアレルギー疾患の状況を理解し、保護者面談で示された「様式4 個別取組プラン」に従い、学級運営を行ってください。
- (イ) 給食時間における食物アレルギーのある児童・生徒に対する対応
- 保護者面談で確認した給食の提供内容に適した対応をしていることについて毎日確認して給食を提供してください。配食の際には、当該児童・生徒のアレルギー確認書と詳細献立表等を確認して、アレルギー原因食品を含んだ食物を児童・生徒に誤飲食をさせないでください。
 - 食物アレルギーのある児童・生徒の誤飲食を防止するために、保護者の同意を得た上で、黑板等皆がわかりやすい場所に児童・生徒の氏名と食べてはいけない献立等を示すなど見える化を図り、学級の児童・生徒の協力を得て対応してください。
 - 給食時間において担任が不在となる場合には、補教者に対して、必ず食物アレルギーのある児童・生徒がいること、給食時間に配慮すべきこと、緊急時の対応について引継ぎをしてください。また、必要に応じて、出席簿や補教票等に必要な内容を記録した用紙を添付してください。
- (ウ) 食物・食材を扱う授業・活動に対する対応
- 当該児童・生徒のアレルギー疾患の状況を踏まえ、生活科や家庭科、特別活動等において食物・食材を扱う場合には、事前に保護者と連絡、調整を図り活動の内容を決め、保護者及び学校の両者から児童・生徒に知らせてください。
- (エ) 校外学習、移動教室及び修学旅行における食物アレルギーのある児童・生徒に対する対応
- 校外学習、移動教室及び修学旅行における食物アレルギーのある児童・生徒に対する対応については、当該行事を行う前に、保護者面談を実施し、学校としてできる対応について、保護者と共通理解を図ってください。
 - 旅行会社や宿泊先との連絡を確実にし、保護者の同意を得た上で、当該児童・生徒のアレルギー疾患に関する情報を伝達してください。
 - 保護者面談の方法、書類の作成等については、前述を参考にしてください。

ウ 補教者の役割

- (ア) 担当する学級に食物アレルギーのある児童・生徒がいるかどうかを確認し、いる場合は、給食時間に配慮すべきこと、緊急時の対応など、担任から当該児童・生徒の対応について引継ぎを受けた後、給食指導等に従事してください。
- (イ) エピペン[®]の保管場所、AEDの設置場所等を把握しておくとともに、食物アレルギーのある児童・生徒への緊急時の対応について十分理解をしておいてください。

(5) 食物アレルギー対応給食の解除願が提出された場合の対応

学校長は、保護者から医師の指導のもと、経口負荷試験を行って症状が出ないことが確認され、摂取可能になった場合や、既往歴があり長期間未摂取であったものが複数回の家庭での飲食において症状が誘発されないことが確認でき、「学校生活管理指導表」「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除願（第7号様式）」の提出があったときは、アレルギー解除に向けた面談を行います。

① 保護者と学校との面談の実施

ア 面談参加者 保護者、校長又は副校長、給食主任教諭、養護教諭、学級担任、栄養士等

イ 面談時の確認事項

(ア) 医師の指導内容

(イ) 家庭における原因食物の摂取状況等の把握・確認

(ウ) 学校給食における対応解除の再確認

(エ) 解除開始の日程について

ウ 対応の解除の決定

校長は、学校での対応の実施の解除を決定します。ただし、「昭島市食物アレルギー対応給食の解除に係る報告書（第8号様式）」に保護者からの届出書を添え、教育長（学校給食課）に報告します。教育長は報告を受けたときは速やかに解除の可否について決定し、「食物アレルギー対応給食の解除に係る承認通知書（第9号様式）」により校長に通知します。校長は、通知を受けた時は、その旨を保護者に「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る承認通知書（第10号様式）」で通知します。

4 資料

食物アレルギーを持つ児童・生徒への学校給食対応の流れ

食物アレルギー対応給食取組方法

食物アレルギーの解除に係る流れ

昭島市学校給食食物アレルギー対応給食実施要綱

○第1号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食に関する申請書

○第3号様式 食物アレルギー対応給食審査結果報告書

○第4号様式 食物アレルギー対応給食決定通知書

○第5号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食申請に係る決定通知書

○第6号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食給食の実施内容等に関する確認書（両面）

○第7号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除願

○第8号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る報告書

○第9号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る承認通知書

○第10号様式 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る承認通知書

アレルギー疾患対応マニュアル策定委員会設置要項

5 各種様式

様式1 学校生活管理指導表（両面）

様式2 食物アレルギー以外のアレルギー疾患に対する保護者面談記録表（両面）

様式3 詳細献立表依頼書

様式4 食物アレルギーについての面談調査票 一食物アレルギー個別取組プランナー

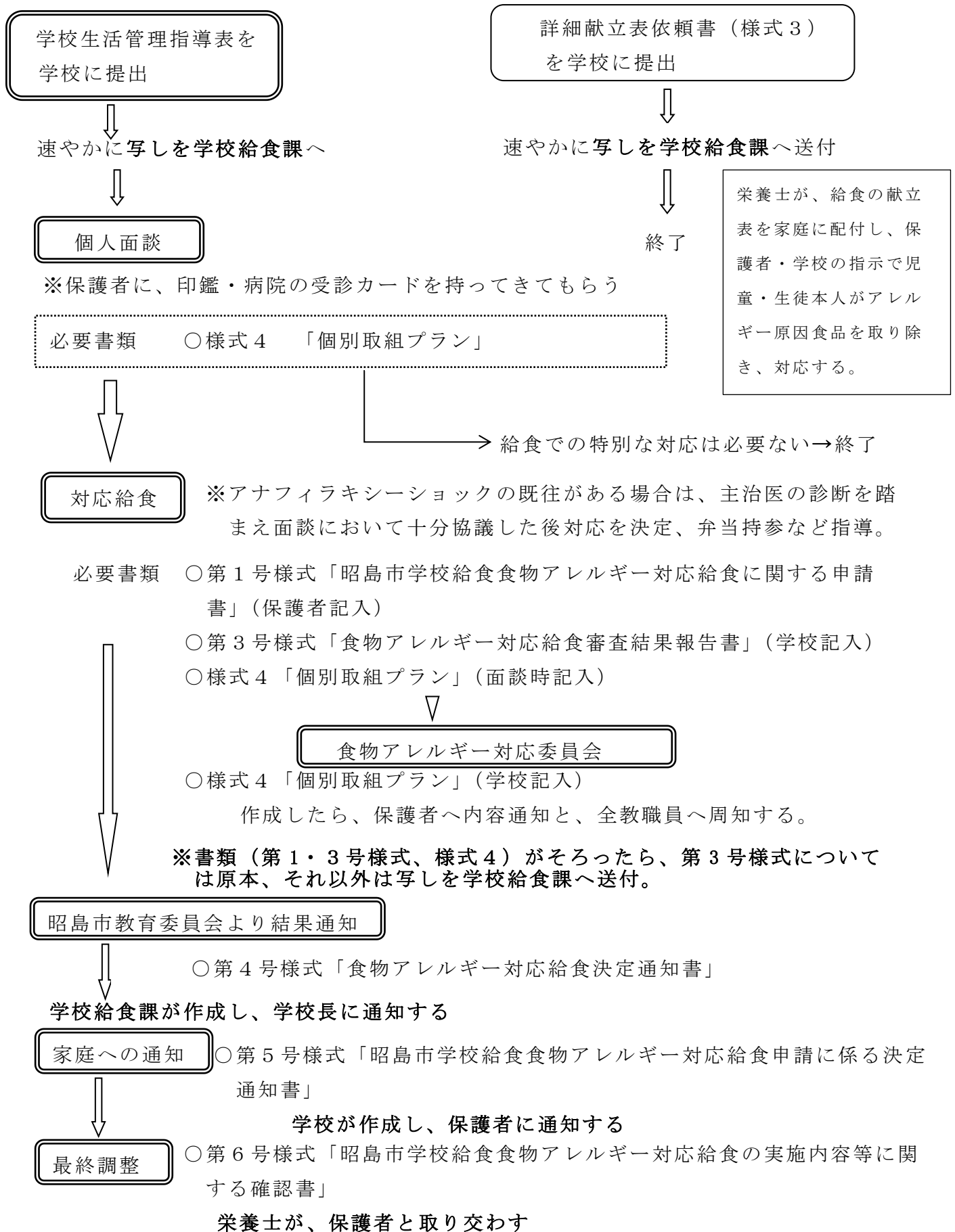
参考様式

①児童・生徒の食物アレルギーに関する調査関係（文例等）

②食物アレルギー緊急対応マニュアル（昭島市版）

③緊急時対応関係（対応チェックシート、記録用紙、ヒヤリハット検証様式）

食物アレルギーのある児童・生徒への学校給食対応の流れ（図）



食物アレルギーを持つ児童・生徒への学校給食対応の流れ

1	食物アレルギーに係る学校生活管理指導表等の回収	食物アレルギーをもつ児童・生徒 ・食物アレルギー対応の有無に関わらず学校生活管理指導表を学校へ提出する ↓ 学校 ・学校生活管理指導表の「写し」を速やかに学校給食課に送付する
2	個別面談	校長から食物アレルギーに特別な配慮が必要な児童・生徒について学校生活管理指導表の写しをもって報告があった時は、学校給食課は保護者と個別面談を実施する 【個別面談参加者：保護者、校長もしくは副校長、養護教諭、学級担任、給食主任、栄養士、学校給食課担当職員】 (面談内容)・学校生活管理指導表の内容確認 ・学校給食における対応説明 ・緊急時の対応確認 ・エピペンの有無 ・学校生活での配慮 ・校内での周知等 (指導等)・対応給食に該当する場合は該当する申請書類(第1号様式)を渡し申請手続について説明 ・給食での対応は必要ないが、詳細献立表など情報提供を希望する場合は「詳細献立表依頼書」(様式4)の提出について指導 ・アナフィラキシーショックの既往歴があるなど対応困難な場合は弁当持参などを指導
3	面談記録表の作成	校長は面談の結果を受けてアレルギー疾患に対する保護者面談記録表(様式5)その他の資料作成をする
4	対応委員会の設置と開催	校長は「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応方法の検討・決定をする 【委員会構成者：校長、副校長、養護教諭、学級担任、給食主任、栄養士、調理員、学校給食課担当職員(可能ならば主治医・学校医)】 決定内容を教育委員会に報告する

5	対応実施の決定	校長が対応実施を決定する ただし、対応給食を実施する場合は面談結果報告書(第3号様式)に保護者からの申請書類を添え教育長(学校給食課)に報告する 教育長は報告を受けた時は、速やかに対応給食実施の可否について決定し、対応給食決定通知書(第4号様式)により学校長に通知する 学校長は通知を受けた時は、その旨を保護者に対応給食申請に係る決定通知書(第5号様式)で通知する
6	対応内容の把握	教育委員会は「食物アレルギー対応委員会」の報告を受け、内容を確認し、環境の整備や指導を行う
7	最終調整と情報の共有	校長は4、5で決定した内容をもとに「様式4 個別取組プラン」を作成し、その内容を全教職員へ周知徹底し共通理解を図るとともに保護者へ対応内容を通知する 担当栄養士は毎月、事前に保護者と対応給食の実施内容等に関する確認書(第6号様式)を取り交わし、その内容を学校に通知する
8	対応の開始	学校給食における食物アレルギー対応を開始する
9	評価と見直し	定期的に対応の評価と見直しを行う

食物アレルギー対応給食取組方法

1 食物アレルギーの原因食品

(1) 食品表示法に基づき表示が義務付けられている食品

特定原材料(8品目)	特定原材料に準ずるもの(20品目)
えび、かに、小麦、そば、卵、牛乳、落花生、くるみ	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、さけ、ごま、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、山芋、りんご、バナナ、ゼラチン、アーモンド

(2) 昭島市学校給食食物アレルギー対応給食(以下「対応給食」という。)で対象とする食品

特定原材料(5品目)
卵、魚卵、牛乳・乳製品、えび、小麦

(3) 学校給食で使用しない食品

特定原材料(4品目)	特定原材料に準ずるもの(6品目)
そば、落花生、かに、くるみ	あわび、いくら、牛肉、まつたけ、バナナ、キウイフルーツ

学校給食で、10品目(そば、落花生、かに、あわび、いくら、牛肉、まつたけ、バナナ、くるみ、キウイフルーツ)については、使用しないこととしています。

ただし文部科学省において「食物アレルギーの原因食品に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はない」と明記していることから、下記の食品の除去等の対応が必要な児童生徒については、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、弁当対応を考慮します。

(i) 除去する必要のない調味料・だし・添加物等

- a 鶏卵：卵殻カルシウム
- b 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム
- c 小麦：しょうゆ・酢・みそ
- d 大豆：大豆油・しょうゆ・みそ
- e ごま：ごま油
- f 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤
- j 肉類：エキス

(ii) 極微量で反応が誘発される可能性がある場合

- a 加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)に表示があり、除去指示がある場合

(注意喚起例)・同一工場、製造ライン使用によるもの

- ・原材料の採取方法によるもの
- ・えび、かにを補食していることによるもの

(iii) 多品目の食物除去が必要な場合

(iv) 食器や調理器具の共用ができない場合

(v) 油の共用ができない場合

(vi) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

2 食物アレルギー対応給食の提供方法

食物アレルギー対応給食において対象とする食品（5品目）については、除去および代替をしたうえで、さらにアレルギー対応をしていない料理以外もすべて食物アレルギー専用室で調理し、1食分として完成した給食を市内の各小・中学校へ配送し、児童・生徒へ提供します。

なお、5品目以外のアレルゲンがある場合は、自宅から一部弁当を持参していただくこともあります。また、原因食品については、個々の状況に応じた対応は行いません。たとえば、うずらの卵のみのアレルギーであっても、卵料理全般の除去食または代替え食の提供となります。

【例1：卵アレルギーの場合】



【例2：乳アレルギーの場合】



3 給食調理室及び調理器具の対応

(1) 給食調理室の対応

令和6年度から昭島市学校給食共同調理場に食物アレルギー対応専用室を設置し、専任の調理員と栄養士が食物アレルギー対応給食を調理します。ただし、食品の搬入口、下処理室は通常給食と同じ施設・設備を使用します。

(2) 調理器具の対応

調理器具（ガスコンロ、鍋等）は食物アレルギー対応専用のものを使い調理します。

4 食器の対応

アレルギー対応専用の洗浄設備を設けるため、洗浄等の際に通常食器と一緒に becoming しまうことはありません。また、食器は食物アレルギー対応専用の食器を使用します。

5 調理に関する注意事項

【食物アレルギー対応給食提供前日】

- ・栄養士とアレルギー担当調理員とで内容の確認をします。

【食物アレルギー対応給食提供当日】

- ・作業動線や作業工程を考え原因食品の混入を避けます。
- ・調理する際、原因食品から遠ざけ、使用する調理器具（箸やお玉）も専用の調理器具等を使用します。
- ・調理機器はアレルギー対応専用の機器を使用します。

【食物アレルギー対応給食配食時】

- ・対象児童・生徒の氏名の確認と、学年ごと、料理ごとに数を確認して、「アレルギー食数確認表」にて複数人でチェックをします。
- ・「一人分の給食としてセットする時」、「学校ごとの容器に入れる時」において、「アレルギー食数確認表」にて、複数人でチェックを行います。

【調理場出発時】

- ・配送する運転手に渡す際、学校名のチェックを互いに行います。

6 食物アレルギー対応給食の配膳方法

(1) 調理場から児童・生徒に届くまで

①食物アレルギー対応給食は専用の容器に配食し、布製の巾着に入れます。この巾着には、各献立別専用容器、カトラリーが入っており、食物アレルギー対応カード（学校名、クラス、名前、アレルギー原因食品名が記入してあります。）が付いています。

②巾着を学校ごと専用の容器に入れ、各該当校に送ります。

③各該当校の調理員、栄養士もしくは配置員は、「アレルギー対応がありますカード」を配膳車に載せます。

- ・「アレルギー対応予定表（以下予定表とする）」を確認する。
- ・担当者Aが配膳車にカードを載せたら予定表にチェックし、確認者の部分に氏名を記入する。
- ・担当者Bが配膳車に載っているカードが正しいか確認したら、予定表にチェックし、確認者の部分に氏名を記入する。

④各該当校の調理員、栄養士もしくは配置員は、アレルギー対応車両が到着したら、運転手から受け取ります。

- ・予定表の受け取り確認欄に氏名と受け取り時間を記入する。
- ・アレルギー対応給食の個数、該当児童・生徒の名前、を確認し、予定表にチェックをする。

⑤該当児童・生徒の担任教諭（もしくは教職員等）は、該当児童・生徒と共に、給食前にアレルギー確認書を確認し、アレルギー対応給食の有無を確認します。

⑥給食開始時、「アレルギー対応がありますカード」を持って、所定の場所にアレルギー対応給食を速やかに取りに行きます。

- ・該当児童の場合は、担任教諭（もしくは教職員等）か本人と担任教諭（もしくは教職員等）が一緒に取りに行く。該当生徒の場合は、生徒のみでも構わない。
- ・担任教諭（もしくは教職員等）と取りに行くことが望ましい。
- ・調理員、栄養士もしくは配置員は、アレルギー対応給食の巾着に付いている名前と「アレルギー対応がありますカード」の名前を確認し、手渡す。
- ・調理員、栄養士もしくは配置員は、予定表にチェックをする。全てのアレルギー対応給食を渡し終えたら、予定表の確認者の欄に氏名を記入する。

⑦アレルギー対応給食を教室に持っていき、担任教諭（もしくは教職員等）は以下のことを確認してください。確認終了後、アレルギー確認書の担任確認欄にチェックしてください。

- ・該当児童・生徒が間違いなくアレルギー対応給食を受け取っているか。
- ・該当児童・生徒が通常給食をおかわりできないことを理解しているか。
- ・アレルギー対応給食の中で食べられない料理がある場合、担任教諭（もしくは教職員等）と本人で確認し、食べられないことを理解しているか。

⑧該当児童・生徒はアレルギー対応給食を喫食します。

(2)配膳の際の表示方法（調理場校も自校給食校も統一して表示）

【食物アレルギー対応カード】

対応給食の巾着につける。

食物アレルギー対応カード		クラス	○ 年 ○ 組
学校名	〇〇〇〇〇小学校	卵、乳製品	昭島 くじら
クラス	○ 年 ○ 組	今日はアレルギー対応給食の日です。 普通の給食は食べられません。 おかわりは他の日にしてね。	
名前	昭島 くじら		
原因食品	卵、乳製品		

【アレルギー対応がありますカード】

○ 年 ○ 組 昭島 くじら さん

食物アレルギー対応給食があります。

このカードを持って、所定の場所まで
取りに 来てください。教室で 配る 給食は、
もらわないでください。

*本人が 休みの場合は、このカードを 所定の場所まで
持って 来てください。



7 おかわりについて

原則として、食物アレルギーに対応した日の給食すべての料理のおかわりはできません。
しかしながら、配膳中にこぼしてしまった、落してしまった場合を想定し、調理場校では予備食を用意していますので、必要な場合は、調理場に御連絡下さい。

8 給食終了後

給食時間終了後、専用の容器とカトラリーを巾着に全て戻し、配膳車に載せて片付けてください。残したものがあ場合、通常給食の食缶に入れず、専用の容器に入れたままにしてください。

調理員、栄養士もしくは配置員は、アレルギー対応給食の巾着と容器の数を確認し、「アレルギー対応予定表」の返却欄に氏名を記入します。

調理員、栄養士もしくは配置員は、回収のアレルギー用車両が到着したら、運転手に渡します。

9 児童・生徒及び保護者との情報交換

食物アレルギー対応給食の内容は、事前に食物アレルギー対応給食の実施内容等に関する確認書（第6号様式）で確認してもらっています。

給食で使用する加工食品の成分内容を栄養士から事前に伝えるようにしています。

また、アレルギー対応給食の一部を食物アレルギー等の理由で食べられない場合など、食物アレルギー対応給食の実施内容等に関する確認書（第6号様式）を活用し意見を書きいただいています。場合によっては電話連絡や面談をして保護者との情報交換を図ります。

10 学級担任への情報提供

食物アレルギー対応給食の実施内容等に関する内容や、保護者との情報交換で得た内容は細かに学級担任へ伝え、保護者や児童・生徒がアレルギー対応に関して給食を安心して食べてもらえることにつなげます。

11 学級担任以外の教員への情報提供

学級担任以外の教員が食物アレルギー対応児童・生徒のいる学級で給食補教を行う場合、担任からの食物アレルギー対応給食の実施内容等に関する確認書（第6号様式）の写し等で、対応給食があるかどうか引き継いで確認します。必ずアレルギー状況を確認してから補教に入ることを事故防止対策と全教職員が認識してください。

食物アレルギーの解除に係る流れ

- (1) 保護者からの食物アレルギー対応給食の解除の意向を確認した場合は、以下の条件を満たしているか確認する。

＜食物アレルギー対応給食の解除の条件＞

- ①医師の診断があること
- ②経口負荷試験で症状がでないこと
- ③複数回家庭で原因食物を摂取し、症状がでないこと

- (2) 保護者が学校へ必要書類を提出する。

＜必要書類＞

- ①「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に関する届出書」（第7号様式）
- ②「学校生活管理指導表」（もしくは同等の書類）

- (3) 面談を実施する

学校長、副校長、給食主任、養護教諭、学級担任、栄養士、学校給食課担当職員が参加し、給食対応について協議・決定します。

- (4) 決定した対応について学校給食課へ報告

＜報告時必要書類＞

- ①「昭島市食物アレルギー対応給食の解除に係る報告書（第8号様式）」
- ②「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に関する届出書（第7号様式）」の写し
- ③「学校生活管理指導表」（もしくは同等の書類）の写し

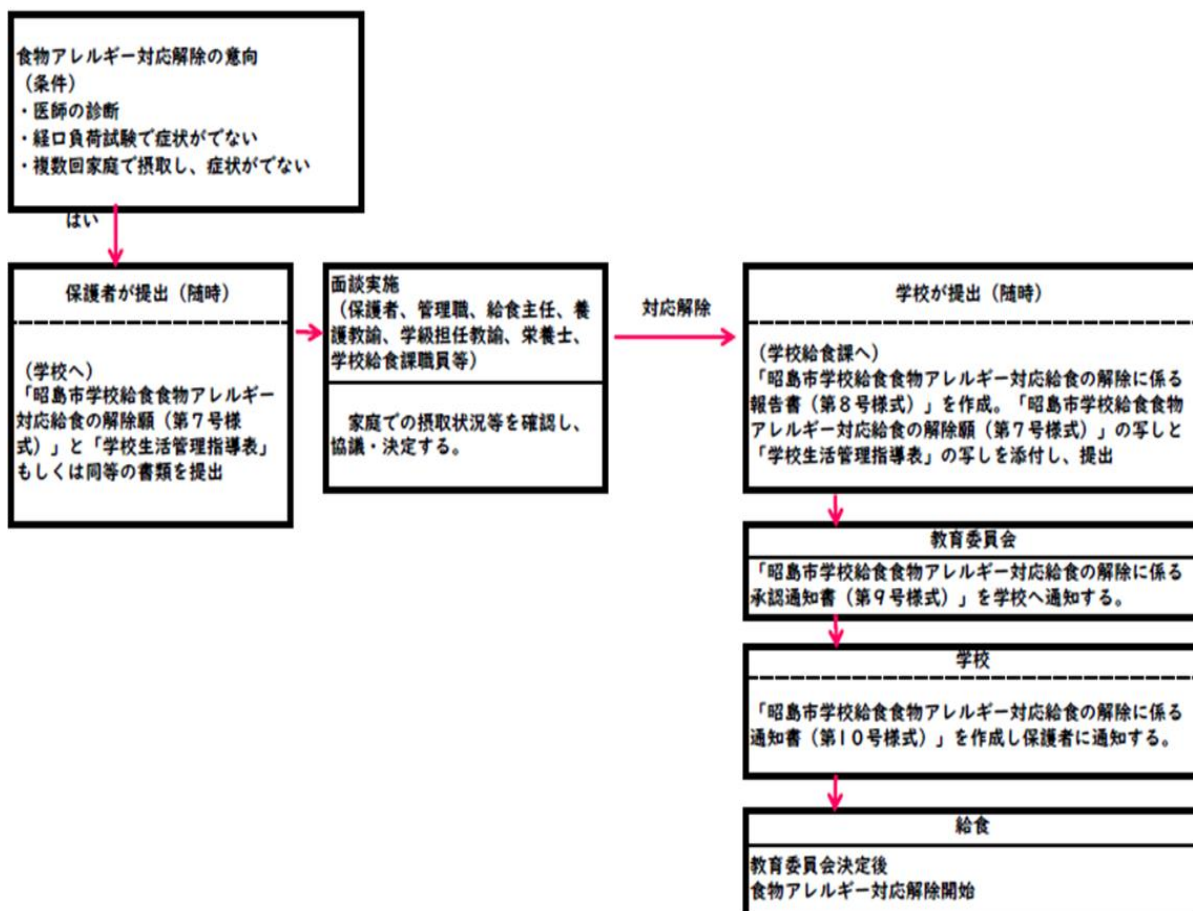
- (5) 学校給食課の対応

(4) で送付された書類を確認し、学校へ「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る決定通知書（第10号様式）」を送付する。

- (6) 学校の対応

(5) の通知を確認し、保護者へ「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る通知書（第11号様式）」を送付する。

児童生徒の食物アレルギー解除に関するフローチャート



昭島市学校給食食物アレルギー対応給食実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭島市立学校（以下「学校」という。）で実施する学校給食における食物アレルギー対応給食（以下「アレルギー対応給食」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱によるアレルギー対応給食の対象者（以下「対象者」という。）は、食物アレルギー疾患のために、文部科学省監修「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に規定する学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）の提出があった学校の児童及び生徒のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 食物アレルギー疾患を原因として給食の全部又は一部を食することができない者
- (2) その他教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、アレルギー対応給食を実施することが適当であると認める者

(内容)

第3条 アレルギー対応給食の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 対応するアレルギー原因食品の種類

ア卵
イ魚卵
ウ牛乳・乳製品
エえび
オ小麦

(2) アレルギー対応給食の提供方法

除去食又は代替食

(申請)

第4条 アレルギー対応給食を希望する対象者の保護者又は対象者の給食費の納入者（以下「保護者等」という。）は、管理指導表に基づき、具体的な対応の方法等を検討するため実施される面談をした後、昭島市学校給食食物アレルギー対応給食に関する申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を所属する学校の校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

2 申請書の提出に当たっては、保護者等は、所属する学校の養護教諭、担任教諭又は栄養士から必要な助言及び指導を受けることができる。

(申請書の審査等)

第5条 学校長は、申請書の提出があったときは、食物アレルギー対応給食審査会（以下「審査会」という。）を招集して、申請書を審査するとともに、アレルギー対応給食実施の可否に関する意見を聴取し、審査結果を食物アレルギー対応給食審査結果報告書（第3号様式）により教育長に報告するものとする。

2 審査会の構成は、学校長、副校長、養護教諭、担任教諭、給食主任教諭、栄養士、学校教育部学校給食課の担当職員等とする。

(決定)

第6条教育長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかにアレルギー対応給食の実施の可否について決定し、食物アレルギー対応給食決定通知書（第4号様式）により学校長に通知するものとする。

2 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を昭島市学校給食食物アレルギー対応給食申請に係る決定通知書（第5号様式）により保護者等に通知するものとする。

(確認書)

第7条前条第1項の規定によりアレルギー対応給食の実施が決定したときは、栄養士は、保護者等と昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の実施内容等に関する確認書（第6号様式。以下「確認書」という。）を取り交わすものとする。

2 確認書は、毎月、翌月分のアレルギー対応給食の実施内容等について取り交わすものとする。

3 栄養士は、保護者等と確認書を取り交わしたときは、その内容を速やかに学校長に報告するものとする。

(アレルギー対応給食の解除)

第8条食物アレルギー対応給食の解除を希望する保護者等は、昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除願（第7号様式。以下「解除願」という。）を学校長へ提出しなければならない。

2 学校長は、解除願の提出があったときは、昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る報告書（第8号様式）により教育長に報告するものとする。

3 教育長は、前項の規定による報告があったときは、昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る承認通知書（第9号様式）により学校長に通知するものとする。

4 学校長は、前項の規定による通知があったときは、昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る通知書（第10号様式）により保護者等に通知するものとする。

(補則)

第9条この要綱に定めるもののほか、アレルギー対応給食の実施に関し必要な事項は、学校教育部学校給食課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年6月1日から実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年1月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

（宛先）昭島市立

小
・ 学校長
中

年 月 日

年 組

児童・生徒氏名

保護者等氏名

昭島市学校給食食物アレルギー対応給食に関する申請書

上記の児童・生徒について、食物アレルギーに関し、下記のとおり症状があるため、学校給食における食物アレルギー対応給食の実施について申請します。

記

原因食品名	アレルギー症状	家庭での対応状況

（注1）食物アレルギー対応給食の対象とする原因食品については、①卵②魚卵③牛乳・乳製品④えび⑤小麦に限定していますが、それ以外の原因食品名・アレルギー症状等についてもご記入願います。

（注2）「アレルギー症状」及び「家庭での対応状況」欄は、できるだけ詳細にご記入下さい。

＊ 記入例 ①卵について、卵が少しでも入っている食品は食べられない。 ②卵その物の料理は食べられないが、揚げ物のつなぎ程度なら食べられる。 ③少量含まれる加工食品は、食べられる。 ④低アレルギー食品を使用している。

学校長	副校長	養護教諭	給食主任教諭	担任教諭	栄養士

第3号様式（第5条関係）

（宛先）昭島市教育委員会教育長

年 月 日

学校名
学校長 印

食物アレルギー対応給食審査結果報告書

本校 年 組 の保護者等から提出のあった昭島市学校給食食物アレルギー対応給食に関する申請書について、食物アレルギー対応給食審査会で審査したので、当該結果を次のとおり報告します。

記

1 食物アレルギー対応給食申請書の記載内容等について

（1）対応する原因食品について

要綱第3条第1項に規定する 「対応するアレルギー原因食品」について	原因食品名	
	該 当	
	非 該 当	

（2）「アレルギー症状欄」及び「家庭での対応状況欄」の記載について

	該当欄に○印
適切に記載されている。	
症状等に関する記載が不十分である。（ ）	

2 アレルギー対応給食の実施の可否に関する意見

	該当欄に○印
アレルギー対応給食を次の（2）に記載した内容で実施することが妥当である。	
アレルギー対応給食の実施は、次の理由により、見送ることが妥当である。	
① 学校生活管理指導表において、対応する原因食物に関して、より厳しい除去が必要なものであると記載されている。	
② その他（ ）	

3 アレルギー対応給食の実施内容について

	（○印を記載）	摘 要
対応食品名		卵
		魚卵
		牛乳・乳製品
		えび
		小麦

添付書類：昭島市学校給食食物アレルギー対応給食に関する申請書（写）

第4号様式（第6条関係）

学校名 _____

学校長 _____ 殿

年 月 日

昭島市教育委員会

教育長 _____

食物アレルギー対応給食決定通知書

年 月 日付で、貴職より報告のあった食物アレルギー対応給食審査結果報告書に係る食物アレルギー対応給食の実施の可否について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 申請者の氏名等

(1) 申請に係る対象児童・生徒名

_____ 年 組 _____

(2) 申請者（保護者等）氏名

2 原因食品名

3 食物アレルギー対応給食決定内容

第5号様式（第6条関係）

年 組

児童・生徒氏名

保護者等氏名 様

年 月 日

学校名

学校長 印

昭島市学校給食食物アレルギー対応給食申請に係る決定通知書

年 月 日付けで提出のあった昭島市学校給食食物アレルギー対応給食に関する申請書について、昭島市教育委員会教育長より、別紙（写）のとおり決定がなされたので通知します。

第6号様式（第7条関係）

学校 年 組

児童・生徒氏名

対応アレルギー品目 卵・魚卵・乳・えび・小麦（該当するものに○をつけてください）

昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の実施内容等に関する確認書

年 月分の食物アレルギー対応給食の内容等につきましては、下表①の通常給食の献立にアレルギーがある場合、②の食物アレルギー対応給食献立になります。同封しております①と②の詳細献立表の内容を確認し、お子さんが喫食する給食の確認欄に丸を付けてください。①の通常給食の献立にアレルギーがある場合は、①の通常給食は選べません。また、一品のみを選択することもできません。

なお、本書に関し不明な点やご質問等がありましたら担当栄養士までご連絡ください。

日	曜日	①通常給食の献立名	アレルギー	①確認欄	②食物アレルギー対応給食の献立名	②確認欄	担任確認欄

昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の実施内容等に関する確認書（P 2）

日	曜日	①通常給食の献立名	アレルゲン	①確認欄	②食物アレルギー対応給食の献立名	②確認欄	担任確認欄

上記の食物アレルギー対応給食の内容について確認しました。

年 月 日

児童・生徒氏名

保護者等氏名

学 級 担 任

担当栄養士氏名

- * この書類は、 月 日までに担当栄養士宛てに提出してください。
- * 期限までにこの書類をご提出いただけない場合、食物アレルギー対応給食を提供できません。
- * ①通常献立と②の食物アレルギー対応献立に牛乳の記載がありますが、乳・乳製品にアレルギーをもつ児童・生徒及び牛乳減額制度の申請をしている児童・生徒には、牛乳を提供いたしません。

第7号様式（第8条関係）

（宛先）昭島市立

小
・ 学校長
中

年 月 日

年 組

児童・生徒氏名

保護者等氏名

昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除願

食物アレルギー等により、学校給食において除去食・代替食の実施を受けておりましたが、医師の指導のもと、これまでに複数回摂取して症状が誘発されていませんので、除去食・代替食の解除を願います。

1 解除に係る対象児童・生徒名

年 組

2 解除対象の原因食品名

学校長	副校長	養護教諭	給食主任 教諭	担任教諭	栄養士

第8号様式（第8条関係）

（宛先）昭島市教育委員会教育長

年 月 日

学校名 _____

学校長 _____ 印

昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る報告書

保護者等より、下記の児童・生徒について「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除願」が提出されたので、報告します。

1 解除に係る対象児童・生徒名

_____ 年 組

2 解除対象の原因食品名

※保護者等からの「昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除願」の写しを添付してください。

学校長	副校長	養護教諭	給食主任 教諭	担任教諭	栄養士

第9号様式（第8条関係）

学校名 _____

学校長 _____ 殿

年 月 日

昭島市教育委員会
教育長

昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る承認通知書

年 月 日付で、貴職より報告のあった食物アレルギー対応給食の解除について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 解除願い者の氏名等

（1）解除に係る対象児童・生徒名

年 組 _____

（2）解除願い者（保護者等）氏名

2 解除対象の原因食品名

第 10 号様式（第 8 条関係）

____年 ____組

児童・生徒氏名 _____

保護者等氏名 _____様

____年 ____月 ____日

学校名 _____

学校長 _____印

昭島市学校給食食物アレルギー対応給食の解除に係る通知書

下記の児童・生徒について、____年 ____月 ____日以後の食物アレルギーに対する除
去食・代替食の対応を解除いたします。

記

1 対象児童・生徒名

____年 ____組

2 解除対象の原因食品名

アレルギー疾患対応マニュアル策定委員会設置要項

(設置)

第1条 昭島市立小・中学校において、アレルギー疾患のある児童・生徒へ対応するためのマニュアルを策定する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、教育長に報告する。

- (1) 学校生活管理指導表、保健調査票等によるアレルギー疾患の把握に関すること
- (2) 食物アレルギーに対する具体的な対応に関すること
- (3) 食物アレルギー以外のアレルギー疾患への具体的な対応に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市立小学校長1名、副校長1名（単独実施校、調理場実施校）
市立中学校長1名、副校長1名（単独実施校、調理場実施校）
- (2) 小中学校栄養士3名（小・単独校、小中・共同調理場、中・単独校（民間））
- (3) 養護教諭2名（小・中各1名）
- (4) 給食主任2名（小・中各1名）
- (5) 教育委員会事務局（指導課学務係、学校給食課）
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決定する。
- 3 委員長は会議を招集し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、年4回開催を原則とする。委員長が必要と認めるときはこの限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育部教育総務課学務係で行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年7月1日から平成26年3月31日まで施行する。

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____（男・女） _____年__月__日生 _____年__組

提出日 _____年__月__日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：
アナフィラキシー （あり・なし） ／ 食物アレルギー （あり・なし）	Ⅰ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	Ⅰ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 ----- Ⅱ 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 ----- Ⅲ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 ----- Ⅳ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 ----- Ⅴ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス	【緊急時連絡先】 記載日 _____年 月 日 医師名 _____ ⑩ 医療機関名 _____	
	Ⅱ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（ ） 5. 医薬品（ ） 6. その他（ ）	Ⅵ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 甲殻類 《 》（ ） 7. 木の実類 《 》（ ） 8. 果物類 《 》（ ） 9. 魚類 《 》（ ） 10. 肉類 《 》（ ） 11. その他1 《 》（ ） 12. その他2 《 》（ ） ----- Ⅶ 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ）		Ⅶ その他の配慮・管理事項(自由記述)
気管支ぜん息 （あり・なし）	病型・治療 Ⅰ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 ----- Ⅱ-1 長期管理薬（吸入） 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () () ----- Ⅱ-2 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 () ----- Ⅱ-3 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤 () ----- Ⅲ 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()	学校生活上の留意点 Ⅰ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 ----- Ⅱ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 ----- Ⅲ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 ----- Ⅳ その他の配慮・管理事項(自由記述)	【緊急時連絡先】 記載日 _____年 月 日 医師名 _____ ⑩ 医療機関名 _____	

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____（男・女） _____年 ____月 ____日生 _____年 ____組

提出日 _____年 ____月 ____日

アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
	Ⅰ 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変		Ⅱ プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日	
	Ⅲ-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ ）		Ⅲ-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 []		Ⅲ-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	医師名 ⑤
	Ⅳ 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要		Ⅴ その他の配慮・管理事項(自由記述)		医療機関名	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
	Ⅰ 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ）		Ⅱ プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日	
	Ⅲ 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）		Ⅳ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		医師名 ⑤	
	Ⅴ その他の配慮・管理事項（自由記載）		医療機関名			
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
	Ⅰ 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春 、 夏 、 秋 、 冬		Ⅱ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		年 月 日	
	Ⅲ 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法（ダニ・スギ） 4. その他（ ）		Ⅳ その他の配慮・管理事項（自由記載）		医師名 ⑤	
	医療機関名		⑤			

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

食物アレルギー以外のアレルギー疾患に対する保護者面談記録表

面談日 年 月 日

1 児童・生徒

年度 第 小・中学校 年 組
 児童・生徒氏名 (生年月日) 年 月 日 (性別)男・女

2 緊急時連絡先

(1)通院している医療機関

医療機関名	診療科	担当医名 (主治医)	電 話	カルテ番号 (ID)	緊急時の 受入
					可・不可

(2)緊急時に搬送できる医療機関

- ☐ 同上(通院している医療機関)
☐ 通院している医療機関で緊急時の受入が不可の場合、他の医療機関で保護者が緊急時受入について相談している医療機関

医療機関名	診療科	担当医名 (主治医)	電 話	カルテ番号 (ID)

(3)保護者連絡先

氏 名	続 柄	電 話
		(自宅・職場)
		(自宅・職場)
		(自宅・職場)

3 具体的な緊急時の対応

4 アレルギーの原因と症状

原因

症状

5 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の補足確認

- (1) ※「病型・治療」に管理薬、治療薬等のいずれかに○が付いている場合

子ども自身で、薬を管理できますか？

☐ いいえ

→ 保護者との協議内容

☐ はい

- (2) ※「学校生活上の留意点」にて、「保護者と相談し決定」に○が付いている場合

学校生活上の留意点(具体的な内容を記載する)

A:

→ 保護者との協議内容

B:

→ 保護者との協議内容

C:

→ 保護者との協議内容

D: その他の配慮・管理事項

→ 保護者との協議内容

6 学校生活における配慮

7 保護者の同意

上記の内容について間違いがないことを承諾するとともに、学校生活での日常の配慮及び緊急時の対応について活用するため、記載された内容について全職員で共有することに同意します。



年 月 日

保護者氏名

年 月 日

(あて先)昭島市立

小
・ 学校長
中

年 組

児童生徒氏名

保護者氏名

詳細献立表依頼書

下表に食べられない食品をすべて記入してください。

食 品 名	食 品 名

* 給食に「生もの」は、出ません。(例)生卵・いくら・生サーモンなど。

* アレルギー原因食品のうち、そば、落花生、くるみ、かに、あわび、いくら、牛肉、まつたけ、バナナ、キウイフルーツ、種実類(ごま、栗、カカオは除く)について昭島市の学校給食では使用しません。

* 当依頼書の提出があった場合は、料理別に使用される食品を記載した「詳細献立表」を提供します。

その他、特記事項があれば、ご記入ください。

食物アレルギーについての面談調査票

—食物アレルギー個別取組プラン—

小学校名	昭島市立 小学校								
中学校名	昭島市立 中学校								
年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
組	組	組	組	組	組	組	組	組	組
(ふりがな) 名 前									

昭島市教育委員会

食物アレルギーについての面談調査（兼 食物アレルギー個別取組プラン）

※保護者の方は、面談前に学校生活管理指導表を見ながら太枠内を記入または、該当するところに○をつけてください。その他の部分は、面談の際に記入いたします。

緊急連絡先	① 氏名（ ） 続柄（ ） 電話（ ） ② 氏名（ ） 続柄（ ） 電話（ ）
緊急時における学校の対応方法（連絡方法・搬送先など）	
緊急時に搬送できる医療機関	同上・その他（ ）
かかりつけの病院	医療機関名（ ） 主治医名（ ）
その他治療中の疾患	無 ・ 有（ ）
アレルギー原因食物	（ ） ※管理指導表記載のアレルギー原因食物で、学校給食対応５品目においては、完全除去対応となります。
食物アレルギー病型	①即時型 ②口腔アレルギー症候群 ③食物依存性運動誘発アナフィラキシー
コンタミネーションの対応必要の有無	無・有（ ） ※有りの場合、学校給食での対応は行っていないので、お弁当持参になります。
アレルギー歴 初出現～現在の様子	
症状出現の程度	触れると出現・少量口に入れると出現・体調により出現・他（ ）
アナフィラキシー 既往	無 ・ 有（原因食物（ ）（ ）歳頃） 症状（呼吸器症状・皮膚症状・消化器症状・アナフィラキシーショック・その他（ ））
処方薬の有無 保管場所・使い方	無・有（ ） 保管場所 通学バッグの中・その他（ ） 使い方（ ） 子ども自身で緊急時に備えた処方薬を管理できるか はい いいえ（ ）
エピペン®について	無・有（ ） 本（ ） 保管場所 通学バッグの中・その他（ ）
学校生活上の留意点	A) 給食 食物アレルギー対応給食 ⇒ 赤封筒（確認書、通常給食詳細献立表、対応給食詳細献立表） アレルギー原因食物が対応５品目以外のみ ⇒ 詳細献立 { 必要：青封筒（通常給食詳細献立表） 不要 * 必要の場合、詳細献立表依頼書の提出 アレルギー対応給食の日はおかわりなし 牛乳減額 給食当番（ ） その他（ ） B) 食物・食材を扱う授業・活動 事前に保護者に食事や活動内容の詳細を連絡し相談・その他（ ） C) 運動（体育・部活動等） 無 ・ 有（ ） D) 校外学習（遠足、社会科見学、宿泊行事等） 事前に保護者に食事や活動内容の詳細を連絡し相談・その他（ ） E) その他の配慮・管理事項 （ ）

面談内容

■この書類は、学校生活での日常の配慮及び緊急時の対応について活用するため、記載された内容及び、学校給食における食物アレルギー情報について全職員で共有します。

学年	アレルギー食物	経過・特記事項など	確認欄 (自署/押印)	
小1	給食対応食物 ()	面談日 年 月 日 面談参加者 校長・副校長・給食主任・担任 ()・養護教諭・栄養士・その他 ()	保護者確認日 月 日	
	校長確認日 月 日		担任確認日 月 日	
	給食対応食物以外 ()			
小2	変更…無・有	面談日 年 月 日 面談参加者 校長・副校長・給食主任・担任 ()・養護教諭・栄養士・その他 ()	保護者確認日 月 日	
	校長確認日 月 日		担任確認日 月 日	
	有の場合は下記に 記入し面談を行う。 給食対応食物 () 給食対応食物以外 ()			
小3	変更…無・有	面談日 年 月 日 面談参加者 校長・副校長・給食主任・担任 ()・養護教諭・栄養士・その他 ()	保護者確認日 月 日	
	校長確認日 月 日		担任確認日 月 日	
	有の場合は下記に 記入し面談を行う。 給食対応食物 () 給食対応食物以外 ()			
小4	変更…無・有	面談日 年 月 日 面談参加者 校長・副校長・給食主任・担任 ()・養護教諭・栄養士・その他 ()	保護者確認日 月 日	
	校長確認日 月 日		担任確認日 月 日	
	有の場合は下記に 記入し面談を行う。 給食対応食物 () 給食対応食物以外 ()			
小5	変更…無・有	面談日 年 月 日 面談参加者 校長・副校長・給食主任・担任 ()・養護教諭・栄養士・その他 ()	保護者確認日 月 日	
	校長確認日 月 日		担任確認日 月 日	
	有の場合は下記に 記入し面談を行う。 給食対応食物 () 給食対応食物以外 ()			

小6	変更…無・有	面談日 年 月 日	保護者確認日 月 日	
	有の場合は下記に記入し面談を行う。	面談参加者 校長・副校長・給食主任・担任（ ）・養護教諭・栄養士・その他（ ）		
	給食対応食物 （ ）		校長確認日 月 日	担任確認日 月 日
	給食対応食物以外 （ ）			

学年	アレルギー食物	対応内容・経過・特記事項など	確認欄 (自署/押印)	
中1	給食対応食物 （ ）	面談日 年 月 日	保護者確認日 月 日	
	給食対応食物以外 （ ）	面談参加者 校長・副校長・給食主任・担任（ ）・養護教諭・栄養士・その他（ ）		
			校長確認日 月 日	担任確認日 月 日
中2	変更…無・有	面談日 年 月 日	保護者確認日 月 日	
	有の場合は下記に記入し面談を行う。	面談参加者 校長・副校長・給食主任・担任（ ）・養護教諭・栄養士・その他（ ）		
	給食対応食物 （ ）		校長確認日 月 日	担任確認日 月 日
	給食対応食物以外 （ ）			
中3	変更…無・有	面談日 年 月 日	保護者確認日 月 日	
	有の場合は下記に記入し面談を行う。	面談参加者 校長・副校長・給食主任・担任（ ）・養護教諭・栄養士・その他（ ）		
	給食対応食物 （ ）		校長確認日 月 日	担任確認日 月 日
	給食対応食物以外 （ ）			

■（アレルギーが解除になった場合でも、）小学校卒業時に（市内・外を問わず）中学校へ引き継ぐことを承諾します。

保護者氏名_____

備考その他

児童・生徒の食物アレルギーに関する調査回答表

記入日 年 月 日

在籍学校名/入学予定学校名 : 昭島市立 小・中学校

第 学年 組 番 児童・生徒氏名

この調査の回答について、関係する学校の教職員及び昭島市教育委員会の担当で情報共有することに同意します。

保護者署名

質問① お子さんには、食物アレルギーがありますか。どちらか○をつけてください。

食物アレルギーがある場合は、原因食物・具体的な症状を記入してください。

ない	→質問②へ	
ある	医師の診断 あり	(原因食物をご記入ください。)
	医師の診断 なし	(具体的な症状をご記入ください。)

○お子さんの状況を医師の診断に基づいて、下記の内容で学校生活等を安全に運営していくため、食物アレルギーがある場合は「学校生活管理指導表」の提出をお願いいたします。

- ① 学校給食でお子さんの食物アレルギーの原因となる食物が使用されている。
- ② 校外活動、宿泊学習、調理実習等においても活動の制限等の配慮が必要な場合がある。
- ③ アナフィラキシー症状や発作を起こす可能性があり、そのための対応や常備薬等について、教職員が知っておく必要がある。

質問② 糖尿病等の疾病や宗教等の理由で、食事の詳細な内容を知る必要がありますか。どちらか○をつけてください。

ない		
ある	理由及び食べられない食品をご記入ください。	→ ・「 <u>詳細献立表依頼書</u> 」の提出をお願いいたします。

○「詳細献立表依頼書」とは

学校給食に使用される食材料が詳しく知りたいという場合に、「詳細献立表依頼書」を提出されると、どの料理にどのような食材料が使用されているかを明記した「詳細献立表」を毎月お渡しいたします。

ご協力ありがとうございました。

(裏面に「学校生活管理指導表」についての確認事項とアレルギー疾患と関連の深い学校での活動について記してあります。)

○「学校生活管理指導表」についての確認事項

- ① 主治医が作成したものを学校へ提出していただきます。
- ② お子様の症状や対応の変更の有無を確認するため、管理が必要な間は、年度毎に毎年1度、「学校生活管理指導表」の提出が必要となります。
- ③ 「学校生活管理指導表」の作成には、文書料がかかります。症状によっては、健康保険が適用される場合があります。費用や保険適用の可否については、医療機関にお問い合わせください。
- ④ 「学校生活管理指導表」を提出されましたら、学校における対応の確認のため、保護者と学校の管理職、担当者や昭島市教育委員会の学校給食課の担当者等とで面談を行います。
- ⑤ 「学校生活管理指導表」の内容は、学校内での対応のために教職員全体で共有させていただきます。

○アレルギー疾患と関連の深い学校での活動

学校活動		食物アレルギー・アナフィラキシー	気管支ぜん息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性結膜炎	アレルギー性鼻炎
1	動物との接触を伴う活動		○	○	○	○
2	ダニ・ホコリの舞う環境での活動		○	○	○	○
3	花粉の舞う環境での活動		○	○	○	○
4	長時間の屋外運動		○	○	○	○
5	運動（体育・クラブ活動等）	△	○	○	△	△
6	プール	△	△	○	○	△
7	給食	○		△		
8	食物・食材を扱う授業・活動	○		△		
9	宿泊を伴う校外活動	○	○	○	○	○

※ ○：注意を要する活動 △：時に注意を要する活動

在校生用

令和 年 月 日

保護者様

昭島市教育委員会
教育長 山下 秀男
昭島市立 学校
校長

児童・生徒の食物アレルギーの状況把握について（お願い）

昭島市立小・中学校では、お子さんに食物アレルギーがある場合に、学校生活における配慮の要否や対応を検討するため、食物アレルギーに関する調査を行っております。

つきましては、令和 年 月 日（ ）までに、別紙「児童・生徒の食物アレルギーに関する調査回答表」を学級担任に提出してください。

なお、食物アレルギーがある場合は、「学校生活管理指導表」の提出をお願いすることとなります。（対象者には、別途案内いたします。）

また、食物アレルギー以外の理由で食事の詳細な内容について知る必要がある場合は、「詳細献立表」をお渡ししますので、「詳細献立表依頼書」の提出をお願いいたします。

記

1 提出物：児童・生徒のアレルギーに関する調査回答表

2 提出期限：令和 年 月 日（ ）

3 その他

お子さんの「学校生活管理指導表」を提出した場合には、詳しい状況を確認するため、学校におきまして保護者面談をさせていただきます。

【お問合せ先】

学校生活管理指導表関係
食物アレルギー関係

教育総務課学務係 042-544-5111 内線 2239
学校給食課 042-541-8041

保 護 者 様

令和 年 月 日

昭島市教育委員会
教育長 山下 秀男
昭島市立 学校
校 長

児童・生徒の食物アレルギーの状況把握について（お願い）

昭島市立小中学校では、お子さんに食物アレルギーがある場合に、学校生活における配慮の要否や対応を検討するため、食物アレルギーに関する調査を行っております。

つきましては、昭島市立中学校に入学予定のお子さんの状況を把握するため、別紙「児童生徒の食物アレルギーに関する調査回答表」にご回答いただき、小学校の学級担任へ提出していただきますようお願いいたします。

なお、食物アレルギーのある方は、「学校生活管理指導表」の提出をお願いすることとなります。（対象者には、別途案内いたします。）

記

1 提出物 児童・生徒の食物アレルギーに関する調査回答表

2 提出期限

令和 年 月 日（ ） ※小学校の学級担任へ提出してください。
※市外への転出を予定、私立中学校受験等で提出できない場合は、別途、学校へ
ご相談ください。

5 その他

- （１）ご回答いただいた内容につきましては、入学予定の中学校へ情報提供させていただきます。
- （２）お子さんの「学校生活管理指導表」を提出した場合には、詳しい状況を確認するため、入学予定の中学校におきまして保護者面談をさせていただきます。

【お問合せ先】

学校生活管理指導表関係
教育総務課学務係 042-544-5111（内線 2239）
食物アレルギー関係
学校給食課 042-541-8041

〇年〇組

さんの保護者 様

昭島市立〇〇学校

校長 〇〇 〇〇

学校生活管理指導表の提出のお願い（初めて提出する方へ）

先日ご回答いただきました、「児童・生徒の食物アレルギーに関する調査回答表」において、「食物アレルギーがある」と回答された方には、「学校生活管理指導表」の提出をお願いしております。このお手紙と一緒にお配りした「学校生活管理指導表」を主治医に記入してもらい、期日までにご提出くださいますようお願いいたします。

また、「学校生活管理指導表」を提出された後、その内容をもとに、学校におけるお子さんに必要な配慮や対応策等の確認を行うために、保護者様、学校、及び学校給食課とで個別に面談を実施いたしますので、面談日の希望を下段の調査票にてお知らせください。

提出の期限 年 月 日 ()

注意事項

- 1 学校生活管理指導表の作成には、文書料が発生します。また、アレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の作成について、保険診療の対象となる場合があります。保険証や医療証の使用については、各医療機関にお問い合わせください。
- 2 就学援助の認定を受けている方は、4,500円を上限に文書料の補助が受けられますので、領収書を持参のうえ、学校へお申し出ください。
- 3 「学校生活管理指導表」は管理が必要な間は、毎年ご提出いただきます。また、症状に変化が生じた場合、年度の途中で改めて提出していただくこともあります。アレルギー疾患への個別の対応を適切に行うため必要なことですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

学校電話番号 042-〇〇〇-〇〇〇〇

副校長 〇〇 〇〇

担 当 〇〇 〇〇

..... キ リ ト リ セ シ

年度アレルギーに関する面談日希望調査票

児童生徒氏名

年 組

保護者氏名

(希望の曜日： 月 火 水 木 金)

(時 間 帯： 午前 / 午後 時～ 時)

(そ の 他：)

(電 話 番 号： — —)

○年○組

さんの保護者 様

昭島市立○○学校

校長 ○○ ○○

学校生活管理指導表の提出のお願い

先日ご回答いただきました、「児童・生徒食物アレルギーに関する調査」において食物アレルギーがあると回答された方には、「学校生活管理指導表」の提出をお願いしております。このお手紙と一緒にお配りした「学校生活管理指導表」を主治医に記入してもらい、期日までにご提出くださいますよう、お願いいたします。

すでに一度、提出された方も、管理が必要な間は毎年、ご提出いただく必要があります。食物アレルギー疾患をお持ちのお子さんへの個別の対応策確認のために必要な手続きですので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、昨年度ご提出いただいた方で、食物アレルギーの状況やお子さんへの対応に変更があった方のみ、学校におけるお子さんに必要な配慮や対応策等の確認を行うために、再度、保護者様、学校及び学校給食課とで個別に面談を実施いたします。前回ご提出いただいた「学校生活管理指導表」の写しを同封させていただきます。今回作成されたものと、内容に変更があるかどうか、主治医とともに確認を行ったうえで、別紙《学校生活管理指導表の変更の有無・面談希望調査》を記載し、「学校生活管理指導表」と一緒にご提出ください。

提出の期限 年 月 日 ()

提出していただくもの（２点）

- 1 学校生活管理指導表
- 2 学校生活管理指導表の変更の有無・面接希望調査票

注意事項

- 1 学校生活管理指導表の作成には、文書料が発生します。また、アレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の作成について、保険診療の対象となる場合があります。保険証や医療証の使用については、各医療機関にお問い合わせください。
- 2 就学援助の認定を受けている方は、4,500円を上限に文書料の補助が受けられますので、領収書を持参のうえ、学校へお申し出ください。
- 3 食物アレルギーの状況や学校での対応について変更がない場合であっても、希望される方には面談を実施しますので、希望される場合はお申し出ください。

問い合わせ先

学校電話番号 042-○○○-○○○○

副校長 ○○ ○○

担 当 ○○ ○○

(別紙)

《学校生活管理指導表の変更の有無・面談希望調査表》

※新しく作成された学校生活管理指導表と一緒にご提出ください。

年 組 児童生徒氏名

保護者氏名

- ① 前回と今回ご提出いただく「学校生活管理指導表」を確認した結果、該当するものに○をし、必要事項を記入してください。

	学校生活管理指導表の記載内容に変更がありません。 現在の対応の継続を希望します。 ・面談の必要はありませんが、希望される場合はお知らせください。	この用紙の提出をもって、現在の対応を継続いたします。	
	学校生活管理指導表の記載内容に右のとおり変更があります。 ・右の欄をご記入ください ・対応策等の確認のため、面談を実施します。以下の②～③をご記入ください。	記載事項 変更点	【これまで】 【これから】

- ② 面談を希望される曜日や時間帯等についてご記入ください。

(希望の曜日： 月 火 水 木 金)

(時 間 帯： 午前 / 午後 時～ 時)

(そ の 他：)

(電 話 番 号： — —)

- ③ 面談するにあたって伝えておきたいこと

年 月 日

〇年〇組

さんの保護者 様

昭島市立〇〇学校

校長 〇〇 〇〇

詳細献立表依頼書の提出のお願い

先日ご回答いただきました、「児童・生徒の食物アレルギーに関する調査」において、「食事の詳細な内容を知る必要がある」と回答された方へご案内しております。このお手紙と一緒にお配りした「詳細献立表依頼書」を期日までにご提出いただきますよう、お願いいたします。

提出の期限 年 月 日 ()

「詳細献立表依頼書」を提出されることにより、学校給食の献立表とは別に、献立の料理別に使用される食材を記載した「詳細献立表」が学校給食課から提供されます。

注意事項

- 1 詳細献立表依頼書は毎年ご提出いただく必要があります。
- 2 食材によっては、一部または全部をお弁当で対応していただく場合があります。

問い合わせ先

学校電話番号 042-〇〇〇-〇〇〇〇

副校長 〇〇 〇〇

担 当 〇〇 〇〇

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

活用のしおり

～保護者用～

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は以下の手順でご活用下さい。

- ①お子さんの病気（アレルギー疾患）に関して、学校での配慮・管理が必要であることを学校に申告してください。
- ②学校から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を受け取ってください。
- ③各疾患ごとに主治医の先生に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載をお願いしてください。
- ④記載してもらった「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校に提出してください。
- ⑤「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を基に、学校と保護者の方とでお子さんの学校生活における配慮や管理について決定します。この際、必要に応じさらに詳しい情報の提出をお願いすることがあります。
- ⑥病状は変化することがあります。継続して管理・指導が必要な場合は、原則として内容が同じでも毎年新しい「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出してください。

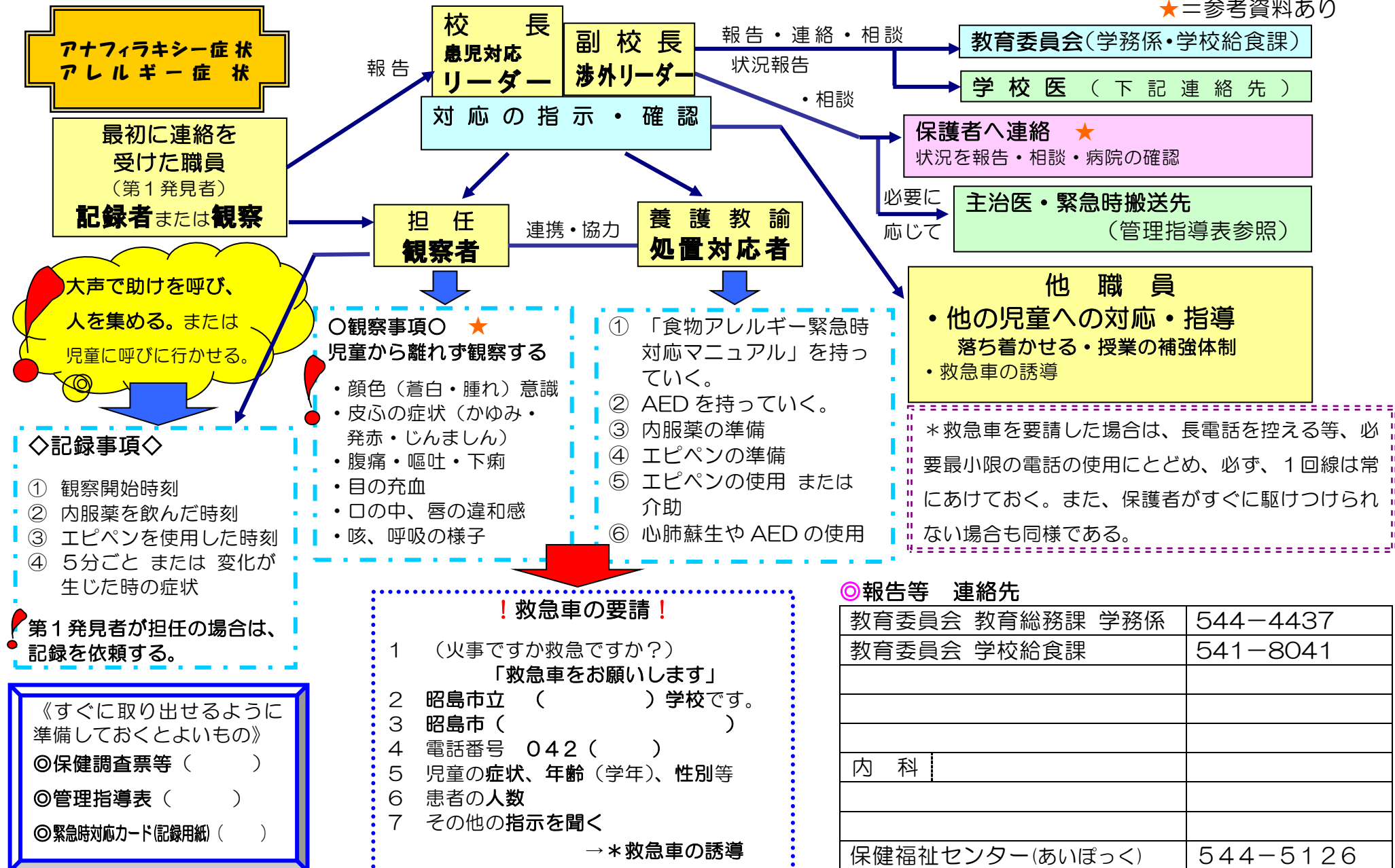
「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は以下のような構成になっています。

The image shows two sample forms of the 'School Life Management Guidance Table (Allergy Disease Use)'. The left form is for 'Food Allergy' and the right form is for 'Asthma'. Both forms are divided into sections for 'Medical Information' (1), 'School Life Management Points' (2), and 'Emergency Response' (3). The forms are designed to be filled out by the parent and submitted to the school.

- 主なアレルギー疾患を表裏一枚で記載できるようになっています。
表：食物アレルギー・アナフィラキシー、気管支ぜん息
裏：アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎
- 主治医の先生には、お子さんの疾患についての情報と、学校生活上の指示を記載してもらいます。
 - ①「病型・治療」欄：アレルギー疾患の原因や症状、服薬中の薬など、お子さんの疾患の状況が記載されます。
 - ②「学校生活上の留意点」欄：学校生活における配慮・管理すべき事項が記載されます。
 - ③緊急時の対応などのため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に記載された情報を学校の教職員全員及び関係機関等で共有する必要があります。保護者の署名をしてください。
- 日本学校保健会が運営している「学校保健」(<http://www.gakkohoken.jp>) から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をダウンロードすることもできます。

食物アレルギー 緊急時対応マニュアル 昭島市版

★＝参考資料あり



保護者への連絡 マニュアル

「〇年〇組（児童生徒の名前）さんの、保護者の方ですね。」

「私、昭島市立（ ）学校、〇年〇組担任（〇〇教科担当）の（自分の名前）です。」

「お子さんの_____さんが、アレルギーと思われる症状が出ている様子なので、連絡をさせていただきました。」

「具体的には、（顕著な症状を伝える）の症状があります。」

「今、担任の_____先生と、校長（副校長）、養護教諭で応急処置の対応をしています。」

1 「お子さんが持っている _____、飲み薬を、飲ませました。」
お 預 かり して いる

2 「お子さんが持っている _____、飲み薬を、これから飲ませます。」
お 預 かり して いる

3 「お子さんが持っている _____、エピペンを、使用いたします。ご了承ください。」
お 預 かり して いる

「これから、救急車を学校から要請します。」

「保護者の方にも、至急、学校に来ていただきたいのですが、大丈夫ですか？」

「確認のためお伺いいたします。病院はどちらですか？」

→ ☐ OK 「お時間はどれくらいでお越しいただけますか？」

「保険証等をお持ちの上、気をつけてお越しください。お待ちしております。」

→ ☐ NO 「保護者の方から主治医（かかる病院）の先生へ、連絡をとっていただけますか？」

「できれば病院へ来ていただけると助かります。」

「お伺いしたいことがありましたら、また、電話をさせていただきます。」

「今掛けさせていただいたこちらの番号でよろしいですね」

具体的に伝えたい【アレルギー症状】

全身の症状

- ・意識がない
- ・意識もうろう
- ・ぐったり
- ・尿や便を漏らす
- ・脈が触れにくい
- ・唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ・声がかすれる
- ・犬がほえるような咳
- ・のどや胸が締め付けられる
- ・咳
- ・息がしにくい
- ・ゼーゼー、ヒューヒュー

消化器の症状

- ・腹痛
- ・吐き気・おう吐
- ・下痢

皮膚の症状

- ・かゆみ
- ・じんましん
- ・赤くなる

顔面・目・口・鼻の症状

- ・顔面の腫れ
- ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ
- ・口の中の違和感、唇の腫れ

MEMO

緊急時対応カード(対応チェックシート)

参考様式

☐ ←対応したことは各チェックボックスに印をつける。

管理職

- ☐ 現場に到着し次第、リーダーとなる
- ☐ それぞれの役割の確認及び指示
- ☐ ★エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDを使用

発見者「観察」

- ☐ 子供から離れず観察
- ☐ 助けを呼び、人を集める(大声または、他の子供に呼びにいかせる)
- ☐ 教職員A、Bに「準備」「連絡」を依頼
- ☐ 管理職が到着するまでリーダー代行となる
- ☐ ★エピペン®の使用または介助
- ☐ 薬の内服介助

教職員A班「準備」

- ☐ 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- ☐ エピペン®の準備
- ☐ AEDの準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ ★エピペン®の使用または介助

教職員B班「連絡」

- ☐ ★救急車を要請する(119番通報)
- ☐ 管理職を呼ぶ
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ さらに人を集める(校内放送など)

教職員C班「記録」

- ☐ 観察を開始した時刻を記録
- ☐ エピペン®を使用した時刻を記録
- ☐ 内服薬を飲んだ時刻を記録
- ☐ 5分ごとに症状を記録

教職員D班「その他」

- ☐ 他の子供への対応
- ☐ 救急車の誘導
- ☐ ★エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDを使用

★エピペン®使用と救急車要請のタイミング

緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくい
または不規則

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い
(がまんできない)お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまれば

- ☐ ①ただちにエピペン®を使用する
- ☐ ②救急車を要請する(119番通報)
- ☐ ③その場で安静にする(立たせたり、歩かせたりしない)
- ☐ ④その場で救急隊を待つ
- ☐ ⑤可能なら内服薬を飲ませる
- ☐ ※エピペン®を使用し、10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する。(2本以上ある場合)

緊急時対応カード(記録用紙)

児童・生徒氏名	
---------	--

記録者名									
食べた(摂取など)時刻		平成	年	月	日	時	分		
食べた(摂取など)状況		食べたもの () 量 ()							
処置	緊急時処方薬	時 分							
	エピペン使用	時 分							
	その他								
救急車		要請時刻	時 分		到着時間	時			
医療機関		連絡時刻	時 分		到着時間	時			
保護者		連絡時刻	時 分						
経過		時刻		内容					
		その他							

食物アレルギー 事故やヒヤリ・ハット 検証様式

記録者：() 記載日： 2023年4月13日

種別	☐ 事故 ☐ ヒヤリ・ハット ☐ 新規発症
発生日時	年 月 日 () 時 分頃
施設名	昭島市立 学校
児童・生徒情報	年 組 氏名 性別
原因食物	☐ 鶏卵 ☐ 牛乳 ☐ ソバ ☐ ピーナッツ ☐ 大豆 ☐ ゴマ ☐ ナッツ類 ☐ その他()
対象メニュー	
発生場所	☐ 教室 ☐ 調理室 ☐ 校庭 ☐ 外出先 ☐ その他()
発見者・対応者(職種)	発見者： 対応者：
発生状況	
子どもの状態	
対応	
保護者への対応	
原因・問題点	
原因分類	☐ 調理前(☐ 献立作成ミス ☐ 食材確認ミス ☐ 食事連絡ミス ☐ その他()) ☐ 調理中(☐ 調理指示ミス ☐ 調理ミス ☐ その他()) ☐ 調理後(☐ 引き渡しミス ☐ 教室内ミス ☐ その他()) ☐ 詳細献立(☐ 確認ミス ☐ 教室内ミス ☐ その他()) ☐ アレルギー食物が不明(疑われる食物 【 】)
再発防止策	
施設管理者確認欄	署名 ()